

ごみ処理基本計画

令和3年3月

江戸崎地方衛生土木組合

目 次

第1章 ごみ処理基本計画の概要.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 本計画の基本理念.....	2
第3節 法体系及び本計画の位置付け.....	3
1. 法体系の整理.....	3
2. 本計画の位置付け.....	4
第4節 計画対象と目標年次.....	5
1. 計画対象区域.....	5
2. 計画対象廃棄物.....	5
3. 計画目標年次.....	5
第2章 地域の概要.....	6
第1節 本組合の概要.....	6
第2節 基礎的事項の把握.....	8
1. 気候特性.....	8
2. 人口の推移.....	9
3. 市街地の概況.....	10
4. 産業の推移.....	11
5. 農業の推移.....	12
6. 商業の推移.....	13
7. 工業の推移.....	14
8. 土地利用状況.....	15
9. 地域における諸計画との関係.....	16
第3章 ごみ処理の現状と課題.....	17
第1節 ごみ処理の概況.....	17
1. ごみ処理フロー.....	17
2. ごみ処理の主体.....	18
3. ごみの分別排出.....	19
4. ごみ排出量の実績.....	21
5. ごみの性状.....	24
第2節 排出抑制・再資源化の現況.....	25
1. 排出抑制の方法及び実績.....	25
2. 再資源化の方法及び実績.....	26
第3節 収集・運搬の現況.....	28
1. 収集主体.....	28
2. 収集区域・収集車両.....	28

第4節 中間処理の現況.....	29
1. 中間処理体制.....	29
2. 処理主体.....	31
3. 中間処理の実績.....	31
第5節 最終処分の現況.....	33
1. 最終処分体制.....	33
2. 最終処分の実績.....	33
第6節 ごみ処理の課題.....	34
1. 排出抑制の推進と資源化率向上の課題.....	34
2. 分別排出、収集・運搬の課題.....	34
3. 中間処理の課題.....	35
4. 最終処分の課題.....	35
第7節 類似自治体からみた本組合構成市村の処理システムの比較評価.....	36
1. 稲敷市の処理システム評価.....	37
2. 美浦村の処理システム評価.....	38
 第4章 ごみ排出量の予測.....	39
第1節 ごみ排出量の予測方法.....	39
第2節 人口の予測.....	40
1. 計画収集区域及び収集人口.....	40
2. 推計方法.....	40
3. 将来人口の推計結果.....	41
第3節 ごみ排出量の予測.....	42
1. 推計方法.....	42
2. 排出抑制・再資源化の目標設定.....	42
3. 各ケースの試算比較.....	44
 第5章 ごみ処理基本計画.....	50
第1節 基本的事項.....	50
1. 資源物の分別強化、資源化促進.....	51
2. 事業系廃棄物の適正処理.....	51
第2節 各主体の役割.....	52
1. 基本方針.....	52
2. 活動内容の検討.....	52
3. 各主体の役割.....	53
第3節 排出抑制・再資源化計画.....	55
1. 基本方針.....	55
2. 減量化可能な廃棄物.....	55
3. 排出抑制・再資源化施策.....	57

4. 施策による減量効果及び資源化量等の推移	60
第4節 収集・運搬計画	61
1. 基本方針	61
2. 収集・運搬施策	61
第5節 中間処理計画	62
1. 基本方針	62
2. 中間処理に関する施策	62
第6節 最終処分計画	64
1. 基本方針	64
2. 最終処分に関する施策	64
第7節 その他の検討事項	65
1. 広域処理の検討	65
2. 一般廃棄物会計基準の導入について	65

第1章 ごみ処理基本計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

稻敷市及び美浦村から構成される江戸崎地方衛生土木組合（以下、「本組合」という。）は、ごみ処理基本計画を策定し、稻敷市及び美浦村（以下、「構成市村」という。）において、環境保全を前提としたごみ処理を実施してきた。

一方、本組合が平成21年度にごみ処理基本計画を策定してから10年が経過し、平成29年には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下、「廃棄物処理法」という。）が改正され、平成30年には循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第四次循環型社会形成推進基本計画が策定されている。

以上を踏まえ、新たなごみ処理基本計画（以下、「本計画」という。）では、ごみ処理行政を取り巻く状況の変化に対応し、循環型社会を前提とした適正なごみ処理行政と有効な施策を推進するために改訂するものである。本計画においては、国の施策の中心である3Rを積極的に推進し、循環型社会・低炭素社会を目指すものであり、特に環境負荷を抑制し、ごみ排出量をいかに削減するかに焦点を当てている。ごみ減量化を推進するためには、住民・事業者・行政の三者が協力してごみ処理施策を推進しなければならない。よって、本計画では、これらの三者の役割についても十分な検討を加えるものとし、廃棄物行政における基本的な方向性を示すものである。



図1-1-1 本組合圏域の位置

第2節 本計画の基本理念

ごみによる環境負荷を低減させ、また、限りある資源を有効に使うためには、使えるものは繰り返し使い、ごみをなるべく出さないようにすることが大切である。さらに、使用した後は単にごみとして処分せずに、資源化することも必要である。

本組合では、資源の循環型社会・低炭素社会の構築を目指し、基本理念を次のように定める。

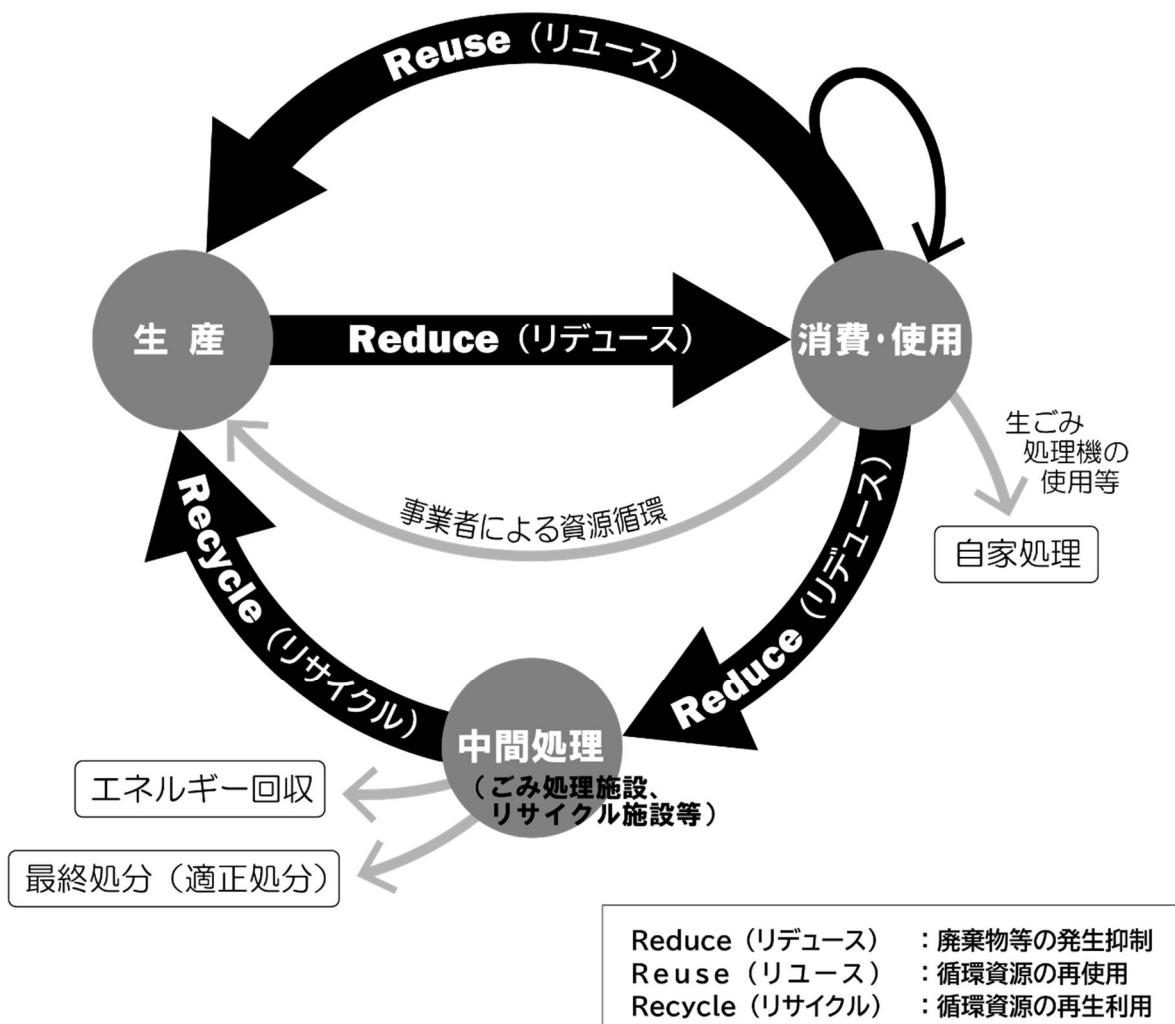
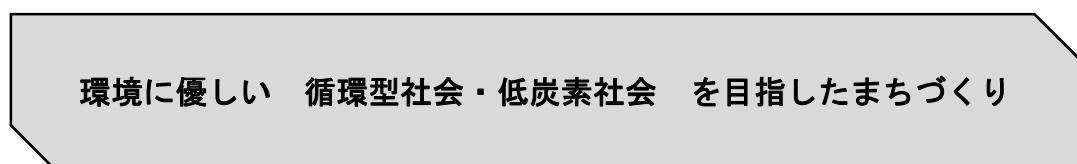


図1-2-1 循環型社会のイメージ

第3節 法体系及び本計画の位置付け

1. 法体系の整理

リサイクル及びごみ処理に関する法体系は次のとおりである。

本計画は、これらの法体系の中の廃棄物処理法に位置付けられている。

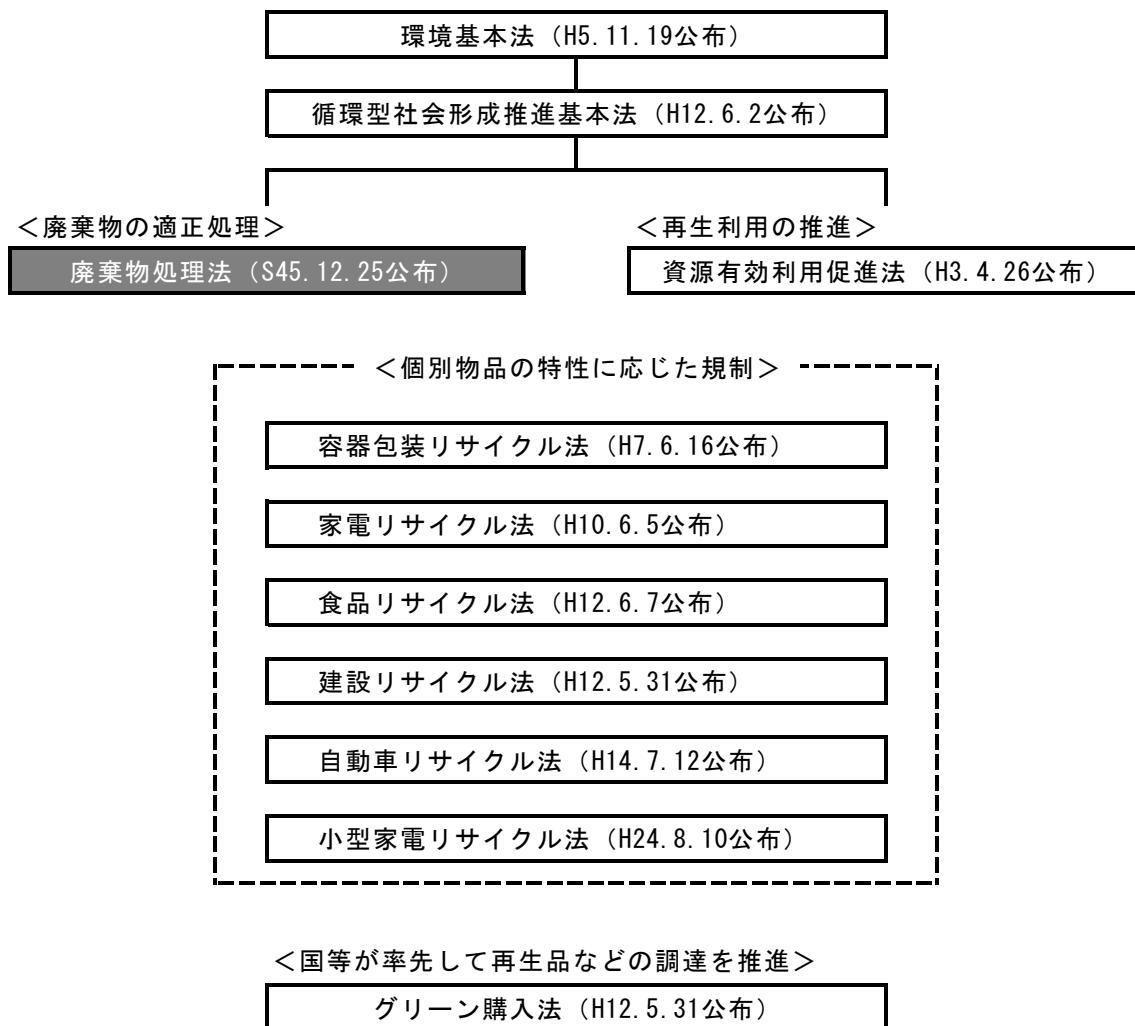


図1-3-1 リサイクル及びごみ処理に関する法体系

2. 本計画の位置付け

国や計画と本計画の関係は次のとおりである。

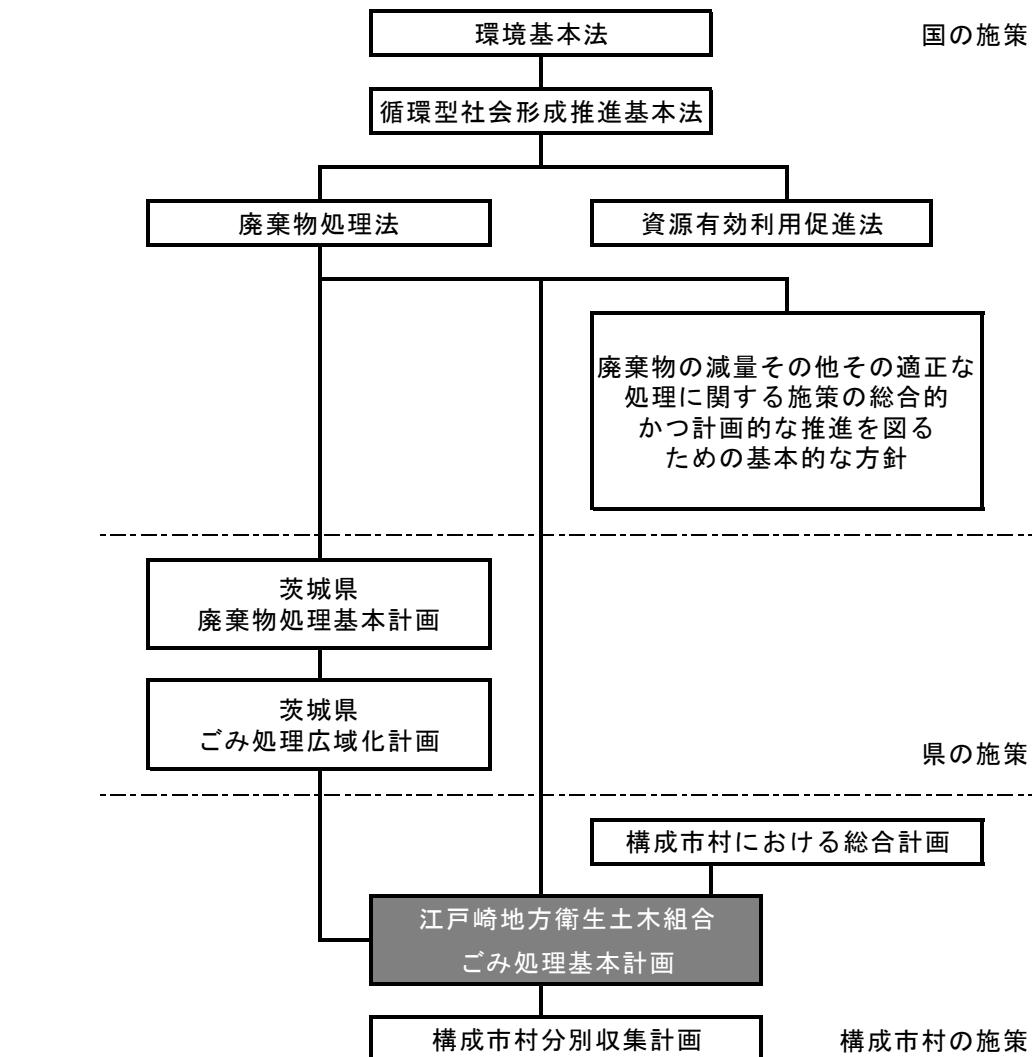


図 1-3-2 本計画の位置付け

第4節 計画対象と目標年次

1. 計画対象区域

計画対象区域は、本組合構成市村の行政区域内全域とする。

2. 計画対象廃棄物

計画対象廃棄物は、行政区域内から発生するし尿・生活排水を除く一般廃棄物（家庭系及び事業系）とする。

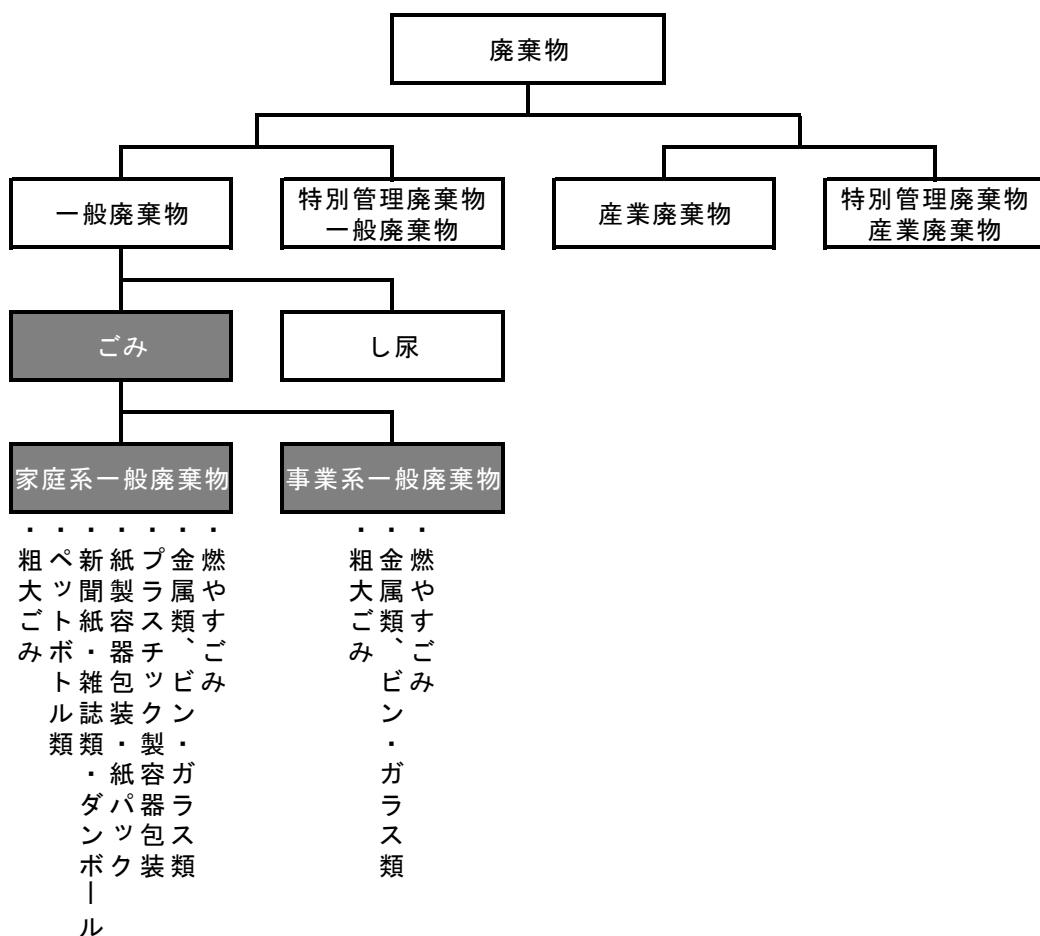


図1-4-1 廃棄物の体系

3. 計画目標年次

本計画の期間は15年間とし、計画目標年次は令和3年度を初年度とした15年後の令和17年度とする。

なお、本計画は概ね5年ごとに見直すものとし、その他ごみ処理に関する諸条件に大きな変動があった場合にも見直すものとする。

第2章 地域の概要

第1節 本組合の概要

本組合は昭和42年4月に設立され、ごみ処理事業（ごみの収集、施設の維持管理・運営、清掃業務一般）をはじめ、公共土木事業、火葬・斎場事業等、幅広く広域行政における諸事業を展開している。

表2-1-1 本組合におけるごみ処理事業の沿革

項目	年月日
本組合の設立	昭和42年4月14日
申込制によるごみ有料収集開始	昭和43年6月
第1号ごみ焼却施設（固定火格子バッチ炉）稼働	昭和43年7月1日
不燃ごみ圧縮機稼働	昭和48年9月21日
ごみ収集の無料化（全戸収集）	昭和50年4月1日
第2号ごみ焼却施設（機械化バッチ炉）稼働	昭和50年11月19日
第1号ごみ焼却施設（固定火格子バッチ炉）廃止	昭和54年3月31日
ごみ処理施設排水処理施設稼働	昭和55年2月15日
粗大ごみ処理（破碎）施設稼働	昭和55年4月1日
不燃ごみ圧縮機廃止	昭和58年3月31日
不燃物処理（圧縮）施設稼働	昭和58年4月1日
資源物集団回収事業開始	昭和60年4月1日
第2号ごみ焼却施設（機械化バッチ炉）廃止	平成元年9月30日
ごみ処理施設排水処理施設廃止	平成元年9月30日
第3号ごみ焼却施設（流動床炉）稼働	平成元年10月1日
不燃物処理・資源化施設稼働	平成5年3月25日
指定袋による収集開始	平成5年4月1日
ペットボトル拠点回収開始	平成13年6月1日
排ガス高度処理施設整備事業着手	平成13年7月2日
排ガス高度処理施設整備事業竣工・稼働	平成14年12月25日
ごみ収集指定袋再構築	平成17年10月1日
ごみ減量等推進審議会設立	平成20年7月29日
審議会がごみ減量等推進計画策定に対する答申書提出	平成22年1月15日
稻敷市・美浦村地域循環型社会形成推進地域計画策定	平成22年1月21日
ごみ処理基本計画策定	平成22年3月
ごみ分別検討協議会設立	平成22年8月24日
第2号ごみ焼却施設（機械式バッチ炉）解体	平成23年3月31日
新可燃性粗大ごみ処理施設建屋・ストックヤード建設工事着手	平成23年10月1日
新可燃性粗大ごみ破碎機本体及び据付工事着手	平成23年10月12日
施設整備検討委員会設立	平成24年1月1日
新可燃性粗大ごみ破碎機竣工	平成24年10月25日
新可燃性粗大ごみ処理施設建屋・ストックヤード竣工	平成25年1月29日
資源ごみ収集開始	平成25年4月1日
圧縮梱包施設竣工	平成25年11月8日
新ごみ処理施設建設工事着手	平成31年2月27日

本組合は、江戸崎町、新利根村、東村、桜川村及び美浦村の1町4村により設立されたが、平成8年には町制施行により新利根村が新利根町に、東村が東町になり、3町2村の構成となった。その後、平成17年3月に江戸崎町、新利根町、東町及び桜川村が合併して稲敷市となり、現在は稲敷市と美浦村の1市1村の構成となっている。

本組合圏域は、関東平野の北東部、首都東京より約60kmの茨城県南部に位置している。北側には筑波研究学園都市を、南側には新東京国際空港のある成田市を擁し、これらの都市と、平成29年2月に整備された首都圏中央連絡自動車道で結ばれている。また、国道125号も、首都圏中央連絡自動車道と並行するように、圏域内を縦断している。圏域の北部は霞ヶ浦に面し、東は千葉県、南は河内町、西は阿見町、牛久市、及び龍ヶ崎市と隣接している。

地勢としては、稲敷台地と広大な水田地帯からなり、霞ヶ浦、利根川、新利根川及び小野川等の豊かな水辺と良好な緑地環境に恵まれている。

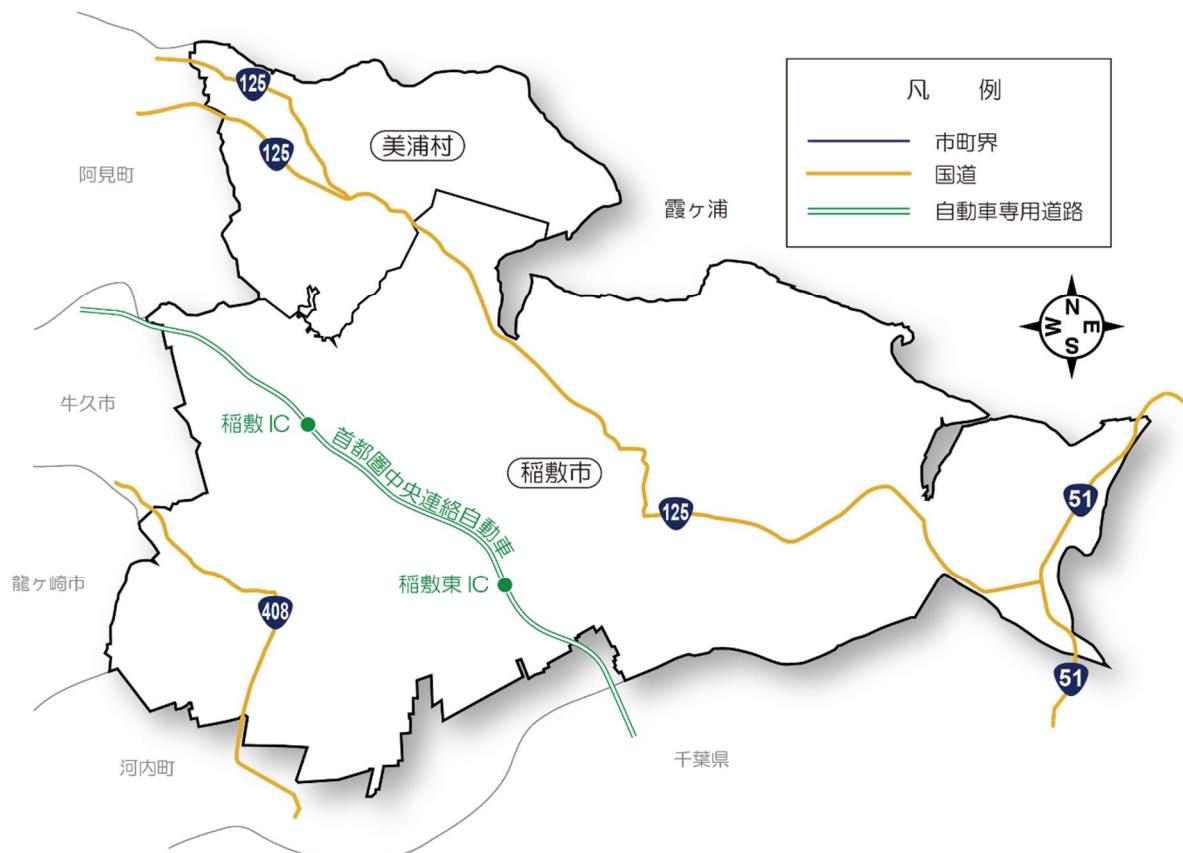


図2-1-1 本組合圏域の交通網

第2節 基礎的事項の把握

1. 気候特性

本組合圏域における過去10年間の気象データと令和2年の月別の気象データは次のとおりである。

表2-2-1 本組合圏域の過去10年間の気象状況（平成23年～令和2年）

項目 年	気温 (°C)			降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	最大風速 風向
	平均	最高	最低			
平成23年	14.3	36.5	-8.4	1,394.5	2.3	南南西
平成24年	14.0	35.6	-8.8	1,395.5	2.4	南
平成25年	14.5	36.8	-7.6	1,282.0	2.4	北北西
平成26年	14.2	36.2	-7.7	1,642.0	2.3	北東
平成27年	14.9	36.1	-6.7	1,463.0	2.3	南南西
平成28年	14.9	36.0	-6.3	1,407.0	2.3	東南東
平成29年	14.2	35.0	-7.3	1,201.0	2.2	西北西
平成30年	15.3	37.4	-7.0	1,094.5	2.4	南南西
令和元年	15.0	35.5	-7.1	1,420.5	2.2	南南東
令和2年	15.1	36.5	-7.9	1,336.0	2.1	南南西
1月	5.4	17.5	-4.9	131.5	1.9	西
2月	6.3	17.6	-7.9	23.0	2.2	南南西
3月	9.4	23.4	-3.5	103.0	2.5	西北西
4月	11.5	23.7	-0.1	194.5	2.6	北北東
5月	18.4	28.6	6.8	132.0	2.3	南
6月	22.3	33.1	15.3	199.5	2.3	南南西
7月	23.4	30.7	16.9	233.5	2.4	南
8月	27.8	36.5	20.1	63.0	2	南
9月	23.5	34.7	12.5	70.0	2.3	南
10月	16.0	25.8	2.7	165.0	1.6	北西
11月	11.8	24.4	0.8	14.0	1.8	西北西
12月	5.2	15.8	-6.2	7.0	1.8	北西

出典：気象庁ホームページ 高層気象台（つくば）

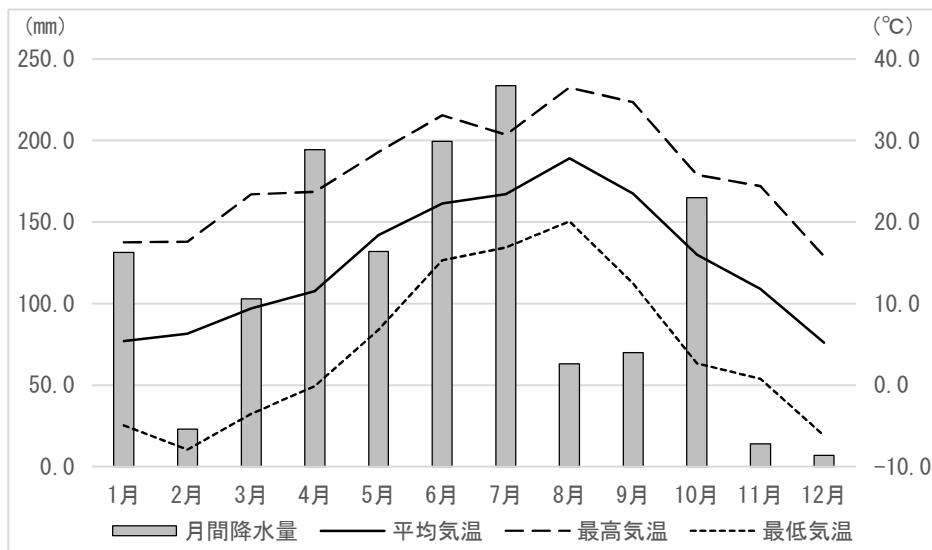


図2-2-1 本組合圏域の気象（令和2年）

2. 人口の推移

稻敷市と美浦村の人口はともに減少傾向にある一方、世帯数は微増傾向にあり、核家族化が進行している。これにより世帯人口も、稻敷市では2.93人/戸から2.48人/戸へ、美浦村では2.56人/戸から2.24人/戸へ減少している。

表2-2-2 本組合における人口、世帯人口の推移（平成22年度～令和元年度）

区分 年度	稲敷市			美浦村			合計 人口 (人)
	人口 (人)	世帯数 (戸)	世帯人口 (人/戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	世帯人口 (人/戸)	
平成22年度	47,140	16,086	2.93	17,418	6,794	2.56	64,558
平成23年度	46,351	16,039	2.89	17,140	6,772	2.53	63,491
平成24年度	45,544	15,940	2.86	17,101	6,851	2.50	62,645
平成25年度	44,690	15,941	2.80	16,839	6,844	2.46	61,529
平成26年度	44,082	15,960	2.76	16,550	6,793	2.44	60,632
平成27年度	43,323	16,045	2.70	16,292	6,810	2.39	59,615
平成28年度	42,569	16,068	2.65	15,881	6,689	2.37	58,450
平成29年度	41,907	16,157	2.59	15,574	6,679	2.33	57,481
平成30年度	41,066	16,165	2.54	15,293	6,695	2.28	56,359
令和元年度	40,303	16,220	2.48	15,144	6,750	2.24	55,447

出典：各市村民基本台帳、3月31日時点

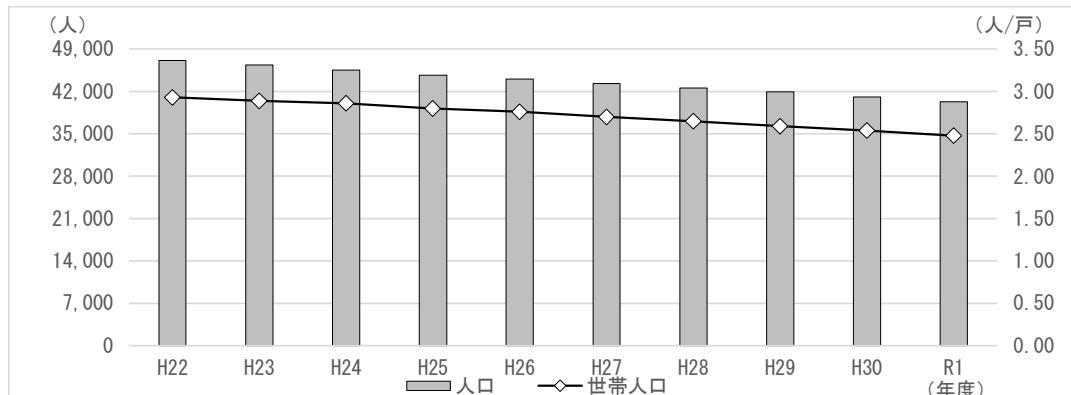


図2-2-2(1) 稲敷市における人口、世帯人口の推移（平成22年度～令和元年度）

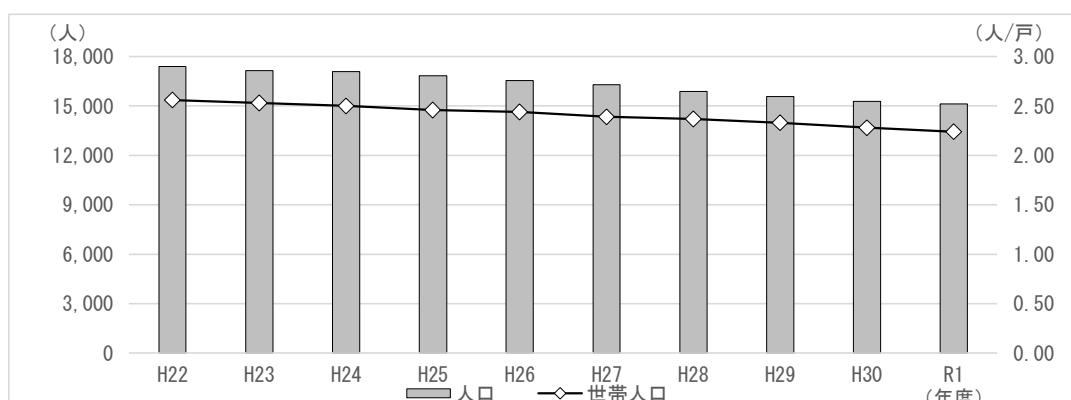


図2-2-2(2) 美浦村における人口、世帯人口の推移（平成22年度～令和元年度）

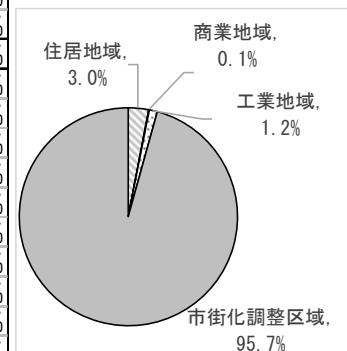
3. 市街地の概況

稻敷市では行政区域内全域（17,816ha）が都市計画区域に指定されており、江戸崎地区・新利根地区（8,260ha）は区域区分が定められている一方、桜川地区・東地区（9,556ha）は区域区分が定められていない。

美浦村は行政区域内全域（3,403ha）が都市計画区域に指定されており、全域で区域区分が定められている。

それぞれの、区域区分が定められている地域における用途地域の指定状況は以下のとおりである。いずれも、9割以上が市街化調整区域であり、また、市街化区域の大半は住居系である。

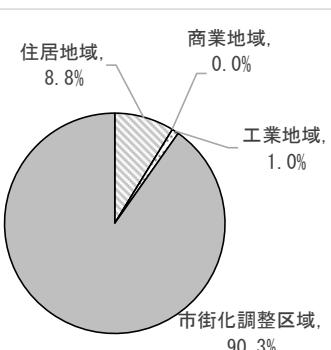
区分	面積 (ha)	比率 (%)
行政区域（都市計画区域）	8,260	100.0%
市街化調整区域	7,905	95.7%
市街化区域	355	4.3%
用途地域（市街化区域内訳）	355	100.0%
第一種低層住居専用地域	175	49.3%
第二種低層住居専用地域	0	0.0%
第一種中高層住居専用地域	0	0.0%
第二種中高層住居専用地域	17	4.8%
第一種住居地域	0	0.0%
第二種住居地域	55	15.5%
準住居地域	0	0.0%
田園住居地域	0	0.0%
近隣商業地域	10	2.8%
商業地域	0	0.0%
準工業地域	0	0.0%
工業地域	44	12.4%
工業専用地域	54	15.2%



出典：令和元年度 統計いなしき

図 2-2-3(1) 稲敷市における都市計画・用途地域指定状況

区分	面積 (ha)	比率 (%)
行政区域（都市計画区域）	3,403	100.0%
市街化調整区域	3,072	90.3%
市街化区域	331	9.7%
用途地域（市街化区域内訳）	331	100.0%
第一種低層住居専用地域	66	19.9%
第二種低層住居専用地域	0	0.0%
第一種中高層住居専用地域	0	0.0%
第二種中高層住居専用地域	15	4.5%
第一種住居地域	0	0.0%
第二種住居地域	217	65.6%
準住居地域	0	0.0%
田園住居地域	0	0.0%
近隣商業地域	0	0.0%
商業地域	0	0.0%
準工業地域	0	0.0%
工業地域	0	0.0%
工業専用地域	33	10.0%



出典：いばらきの土地（令和2年3月発行）

図 2-2-3(2) 美浦村における都市計画・用途地域指定状況

4. 産業の推移

稻敷市及び美浦村の産業大分類別の就業者数は以下のとおりである。稻敷市も美浦村も概ね同様の傾向にあるが、美浦村の方が10ポイント程度、第3次産業のウエイトが高くなっている。

表 2-2-3(1) 稲敷市における産業別就業状況の推移

区分	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	2,165	1,596	1,714
第2次産業	8,554	6,950	6,248
第3次産業	13,105	11,876	11,094
その他	262	1,990	1,645
合計（人）	24,086	22,412	20,701

出典：茨城県統計年鑑

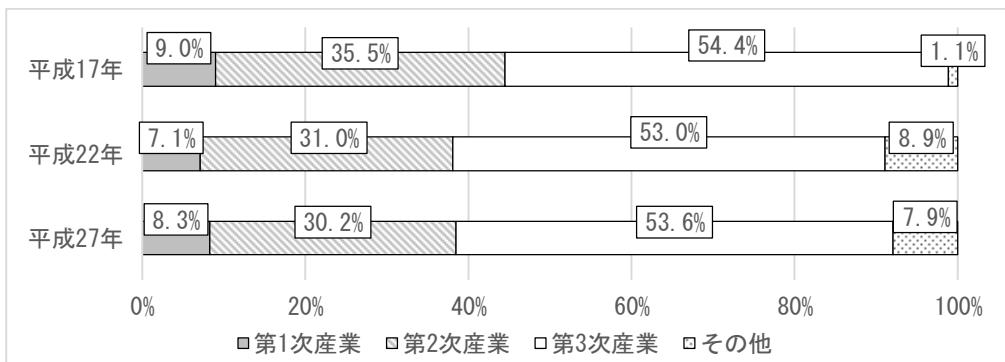


図 2-2-4(1) 稲敷市における産業別就業状況の推移

表 2-2-3(2) 美浦村における産業別就業状況の推移

区分	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	510	453	396
第2次産業	2,307	2,125	2,072
第3次産業	6,170	5,522	5,287
その他	21	192	66
合計（人）	9,008	8,292	7,821

出典：茨城県統計年鑑

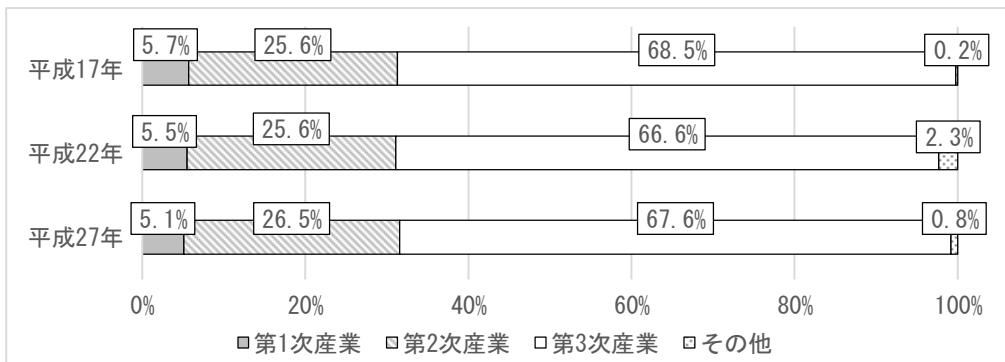


図 2-2-4(2) 美浦村における産業別就業状況の推移

5. 農業の推移

稻敷市の総農家数は一貫して減少傾向にある。平成27年に就業人口は増加に、耕地面積は減少に転じている。

美浦村の総農家数及び就業人口は一貫して減少傾向にある。耕地面積は平成27年に減少に転じている。

表 2-2-4(1) 稲敷市における農業の推移

	平成17年	平成22年	平成27年
総農家数（戸）	3,118	2,717	2,369
就業人口（人）	4,103	2,414	2,748
耕地面積（ha）	6,439	6,553	6,471

出典：統計いなしき（令和元年度）

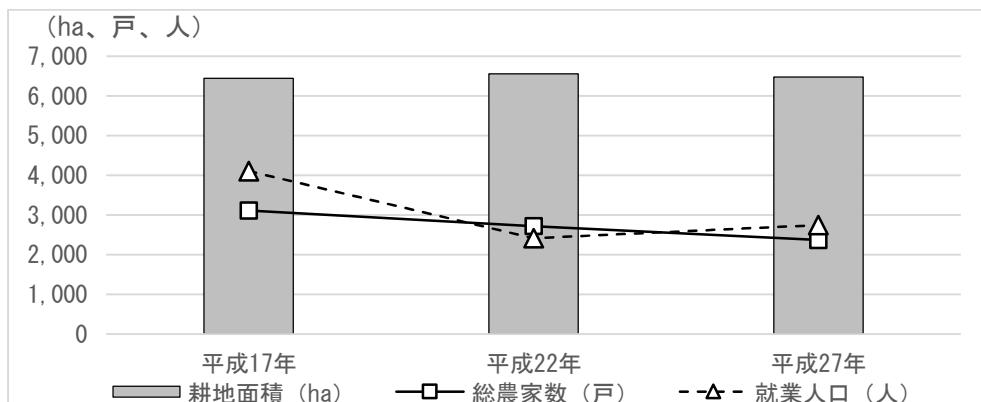


図 2-2-5(1) 稲敷市における農業の推移

表 2-2-4(2) 美浦村における農業の推移

	平成17年	平成22年	平成27年
総農家数（戸）	497	416	315
就業人口（人）	2,322	1,764	1,215
耕地面積（ha）	881	918	898

出典：美浦村HP 数字で見る美浦村

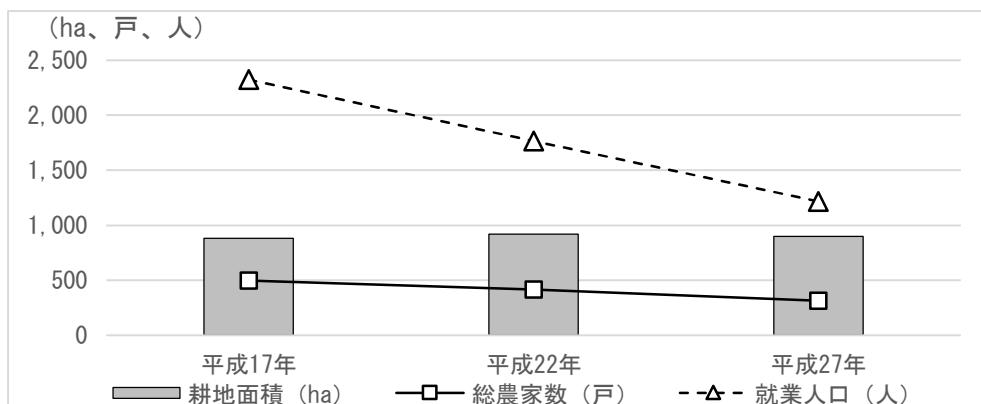


図 2-2-5(2) 美浦村における農業の推移

6. 商業の推移

稻敷市の商店数、従業員数、及び年間販売額は一貫して減少傾向にある。

美浦村の商店数及び従業員数は一貫して減少傾向にある。年間販売額は平成26年に減少に転じている。

表 2-2-5(1) 稲敷市における商業の推移

	平成16年	平成19年	平成26年
商店数（箇所）	591	521	422
従業員数（人）	3,454	2,939	2,653
年間販売額（百万円）	63,378	57,824	55,744

出典：統計いなしき（令和元年度）

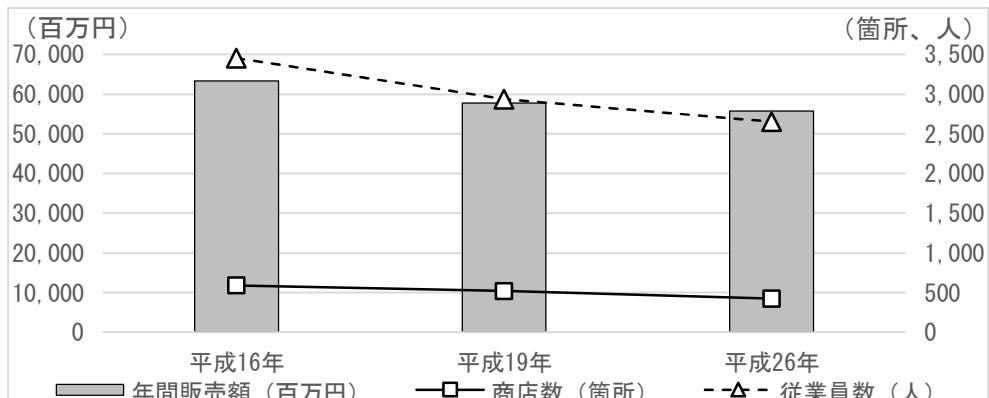


図 2-2-6(1) 稲敷市における商業の推移

表 2-2-5(2) 美浦村における商業の推移

	平成16年	平成19年	平成26年
商店数（箇所）	133	123	89
従業員数（人）	713	694	499
年間販売額（百万円）	11,820	12,081	9,636

出典：美浦村HP 数字で見る美浦村

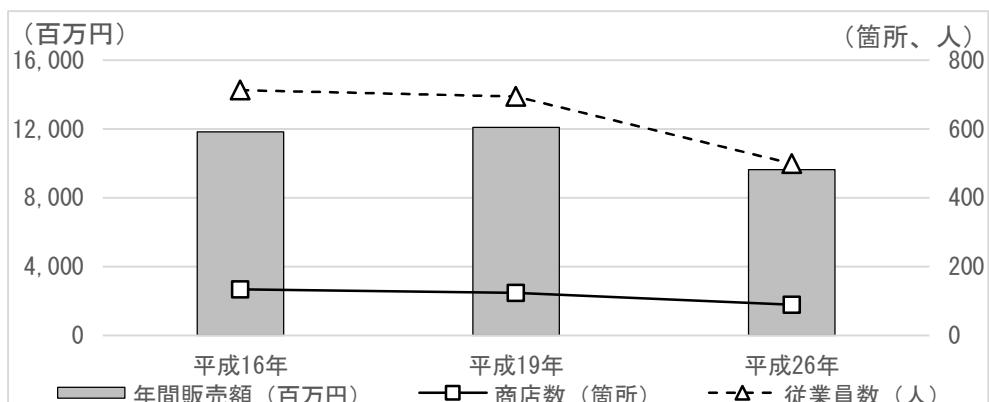


図 2-2-6(2) 美浦村における商業の推移

7. 工業の推移

稻敷市と美浦村はともに、事業所数は一貫して減少傾向にあり、従業員数と製造品出荷額等は平成30年に減少に転じている。

表 2-2-6(1) 稲敷市における工業の推移

	平成28年	平成29年	平成30年
事業所数（箇所）	140	133	128
従業員数（人）	4,017	4,309	4,137
製造品出荷額等（百万円）	142,355	160,732	160,918

出典：統計いなしき（令和元年度）

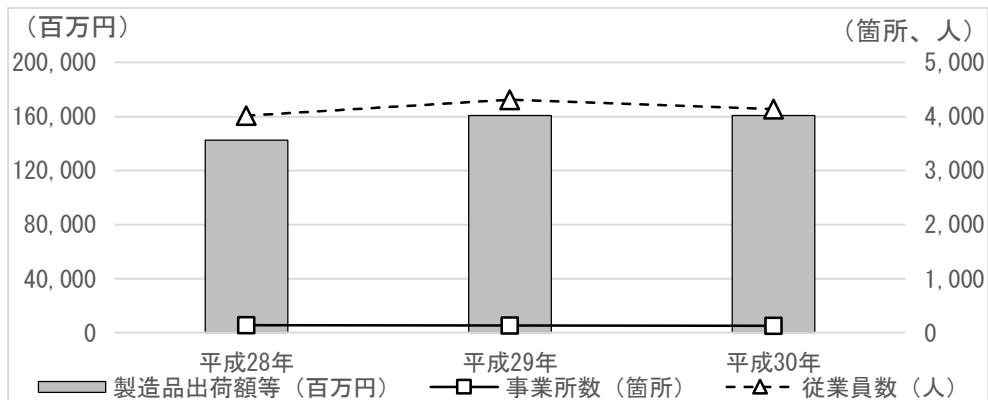


図 2-2-7(1) 稲敷市における工業の推移

表 2-2-6(2) 美浦村における工業の推移

	平成28年	平成29年	平成30年
事業所数（箇所）	29	27	25
従業員数（人）	1,398	1,460	1,461
製造品出荷額等（百万円）	51,483	69,652	62,267

出典：茨城の工業

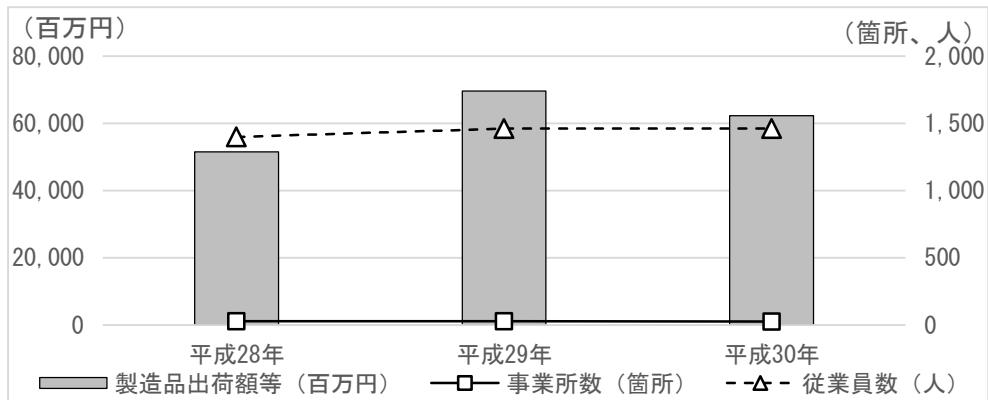


図 2-2-7(2) 美浦村における工業の推移

8. 土地利用状況

稻敷市における土地利用状況は、農地が約47%、次いで山林が約8%、宅地が約7%となっている。

美浦村における土地利用状況は、農地が約20%、次いで宅地が約8%、山林が約8%となっている。

表 2-2-7 稲敷市及び美浦村における土地利用状況（平成31年1月1日）

	行政面積 (ha)	地目別の割合(%)			
		農地	宅地	山林	その他
稲敷市	20,581	46.5	7.4	8.0	38.1
美浦村	6,661	20.1	8.1	7.4	64.4

出典：茨城県HP 市町村のデータ

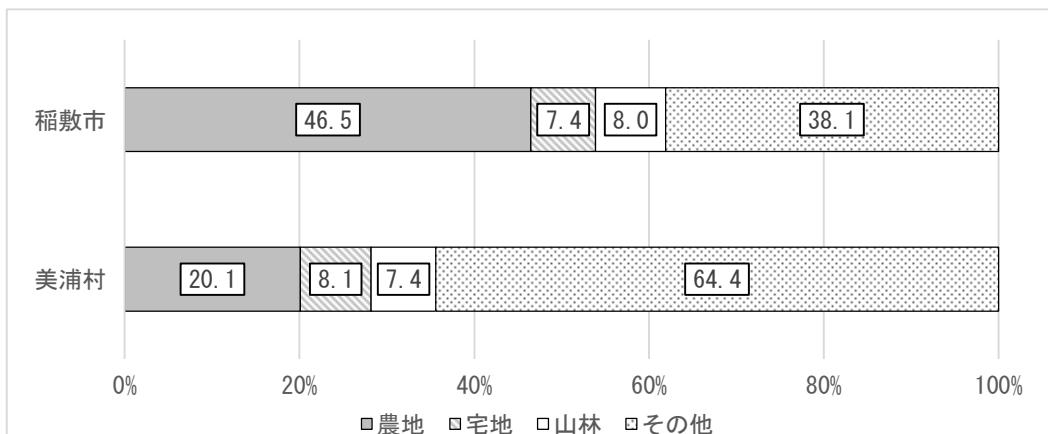


図 2-2-8 稲敷市及び美浦村における土地利用状況（平成31年1月1日）

9. 地域における諸計画との関係

(1) 上位計画との関係

市町村は、行政を総合的、計画的に運営する必要があることから、地方自治法においては基本構想を定めることが義務付けられている。また、一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法によって、基本構想に沿って策定しなければならないこととなっている。

稻敷市では、平成29年3月に、令和11年度（2029年度）を目標年次とする第2次稻敷市総合計画（基本構想・基本計画）を策定している。基本構想では、「一人ひとりが主役のまちづくり」を基本理念に、将来像には、第1次稻敷市総合計画から引き続き「みんなが住みたい素敵なまち」を掲げ、基本理念に基づき将来像を実現するために、5つの基本目標を設定している。また、基本計画は、この基本構想を実現するため、施策を体系化し、各部門の事務事業を定めるものである。ごみ処理行政については、施策の体系のうち「ゆうゆう安心・安全に暮らすまちづくり」の中の「環境保全」の項目において、ごみの発生抑制や減量化に取り組み、ごみの安全かつ適正な処理に努めることを規定している。

美浦村では、令和2年3月に、令和11年度（2029年度）を目標年次とする、第7次美浦村総合計画を策定している。基本構想では、空間・時間・社会軸の視点のもとに3つの基本理念を、将来像には「人と自然が輝くまち美浦」を掲げている。また、基本計画では、将来像を実現するための具体的な、各分野で取り組むべき施策の基本方向と6つの施策の体系を定めている。ごみ処理行政については、施策の体系のうち「自然豊かで美しく住みよい村づくり」の中の「生活環境」の項目において、適切なごみ処理の推進や、ごみの減量・再利用・再生利用の推進を図ることを規定している。

(2) 一部事務組合の枠組み

稻敷市及び美浦村では、江戸崎地方衛生土木組合以外に、稻敷地方広域市町村圏事務組合と、龍ヶ崎地方衛生組合に加入している。

表 2-2-8 構成市村が属する一部事務組合

一部事務組合	事業内容	構成市町村
江戸崎地方衛生土木組合	ごみ処理、土木、火葬・斎場	稻敷市・美浦村
稻敷地方広域市町村圏事務組合	消防、水防	龍ヶ崎市・牛久市・稻敷市・阿見町・利根町・河内町・美浦村
龍ヶ崎地方衛生組合	し尿処理	龍ヶ崎市・牛久市・稻敷市・阿見町・取手市・利根町・河内町・美浦村

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の概況

1. ごみ処理フロー

本組合のごみ処理フローは次のとおりである。

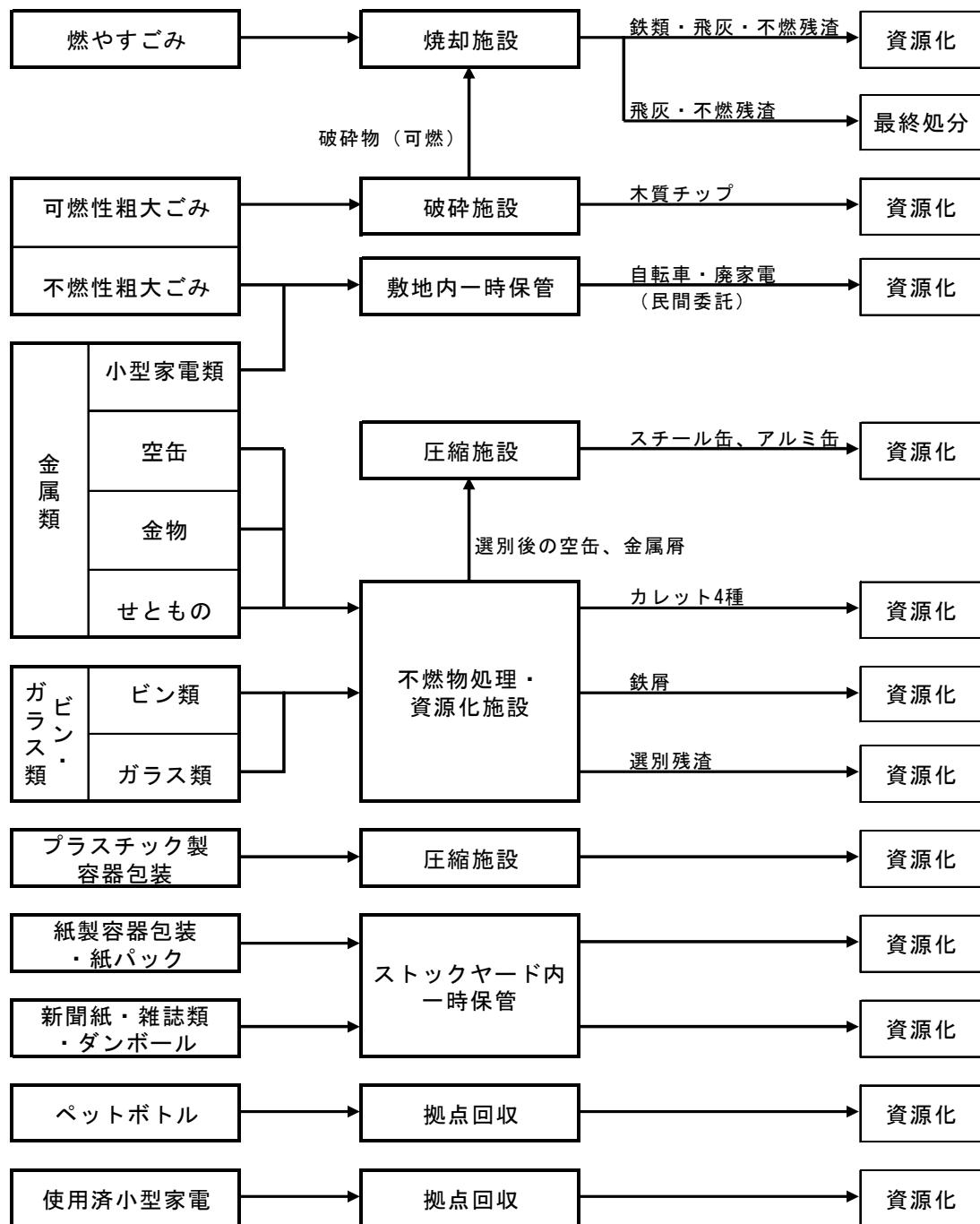


図 3-1-1 ごみ処理フロー

2. ごみ処理の主体

現況（令和2年度）のごみ処理体制における処理主体を以下に示す。

表 3-1-1 現況におけるごみ処理主体（令和2年4月現在）

排出形態	ごみ種		分別排出	収集・運搬	中間処理	最終処分
計画収集 ごみ	燃やすごみ		住民	組合	組合	委託
	金属類		住民	組合	組合	—
	ビン・ガラス類	白	住民	組合	組合	—
		茶	住民	組合	組合	—
		緑	住民	組合	委託	—
		黒	住民	組合	委託	—
	プラスチック製容器包装		住民	組合	委託	—
	紙製容器包装・紙パック		住民	組合	—	—
	新聞紙・雑誌類・ダンボール		住民	組合	—	—
直接搬入 ごみ	燃やすごみ		住民・事業者	住民・事業者	組合	委託
	金属類		住民・事業者	住民・事業者	組合	—
	ビン・ガラス類		住民・事業者	住民・事業者	組合	—
	可燃性粗大ごみ		住民・事業者	住民・事業者	組合	委託
	不燃性粗大ごみ		住民・事業者	住民・事業者	委託	—
拠点回収	ペットボトル		住民	組合	委託	—
	使用済小型家電		住民	組合	委託	—

3. ごみの分別排出

(1) ごみの分別区分

ごみの分別区分は次のとおりである。

表 3-1-2 本組合のごみの分別区分

分別区分	ごみの種類
燃やすごみ	生ごみ・紙くず等（残飯・料理くず、草・枯葉）、布・皮類（衣類・靴・カバン）、木・枝等（木くず・小枝・木製玩具等）、プラスチック製品そのもの（CDケース・使い捨てライター・ハンガー・バケツ等）、汚れの残った容器（マヨネーズ容器等）
金属類	空き缶類 空き缶・卓上コンロのガスボンベ・スプレー缶
	小型家電 炊飯ジャー・電話機・ヘアードライヤー・トースター等
	金物類 鍋・やかん・包丁・傘・フライパン・乾電池・ポット（魔法瓶含）
	せともの 茶碗・皿・土鍋
ビン・ガラス類	空きビン類 酒・ビール・清涼飲料水のビン
	ガラス類 コップ・板ガラス・鏡・蛍光灯・電球
ペットボトル	清涼飲料水・醤油・みりん・酒・酢・調味料類・ドレッシングなどのペットボトル
プラスチック製容器包装	ボトル類、フィルム類、トレイ類、パック・カップ類、キャップ類、発泡スチロール
紙製容器包装・紙パック	紙箱、包装紙、紙カップ、紙袋、ふた類、紙パック類
新聞紙・雑誌類・ダンボール	新聞紙・チラシ・雑誌類・ダンボール
粗大ごみ	鉄くず類（トタン、スチールデスク・ロッカー・本棚、ガスレンジ・卓上コンロ、傘（ゴルフ用の傘、ビーチパラソル）、ボイラー（断熱材を除く）、ステンレス製品、空の一斗缶（農薬缶を除く））、ストーブ類（石油ストーブ・ファンヒーター）、アルミ類（アルミサッシ、アルミ製品）、自転車類（自転車、三輪車、一輪車、リヤカー）、モーター類（モーター、井戸ポンプ）、ガラス類（板ガラス・鏡）、家電製品類（電気ミシン、電気ストーブ、電子レンジ、掃除機、エレクトーン、ステレオ等）、レジャー用品類（スキー板・靴、ゴルフバッグ・クラブ、旅行用キャリーバッグ等）、家具類（布団・毛布、畳、カーペット、木製家具（食器棚、タンス、本棚、戸、机、椅子）、ベッド、ソファー、座椅子、プラスチック製品）、プラスチック類（塩ビパイプ、ビニールトタン（事業用を除く）、プラスチックのみでできているもの（農業用を除く））
使用済小型家電	携帯電話、電話機、デジタルカメラ・ビデオカメラ、ゲーム機、ノートパソコン、デジタルオーディオプレーヤー、電卓、電子辞書、携帯型ラジオ、電子書籍端末、カーナビ、HDD、DVDレコーダー、電子体温計、電気カミソリ、卓上時計、ACアダプタ・コード類 ※回収ボックス（投入口：30cm×15cm）に入るもの

(2) ごみの排出方法

ごみの排出方法は次のとおりである。

表 3-1-3 本組合のごみの排出方法

排出形態	ごみ種	収集方式	収集容器	集積所数		収集頻度
				稻敷市	美浦村	
計画収集 ごみ	燃やすごみ	ステーション 方式	指定袋	1,293カ所	632カ所	週2回
	金属類		指定袋			月3回
	ビン・ガラス類		指定袋			月1回
	プラスチック製 容器包装		指定袋			月2回
	紙製容器包装 ・紙パック		指定袋			月2回
	新聞紙・雑誌類 ・ダンボール		ひもで 縛る			月1回
直接搬入 ごみ	粗大ごみ	直接搬入	—	—	—	随時
拠点回収	ペットボトル	拠点回収方式	拠点にて ネット回収	88カ所	7カ所	週1回
	使用済小型家電		拠点にて ボックス回収	7カ所	4カ所	月1回

(3) 粗大ごみ収集事業

本組合構成市村では、地区ごとに年2回、家庭系粗大ごみを指定の回収場所に持ち込めば本組合で処理する、粗大ごみ収集事業を行っている。

(4) 収集できないもの

以下に示すものは、本組合構成市村及び本組合では収集及び処理をしないものとする。

○家電リサイクル法の該当品目（家電リサイクル法による）

- ・テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

○パソコン（資源有効利用促進法による）

- ・デスクトップ型パソコン、ノートブック型パソコン

○処理困難物（現在の処理方法（破碎処理）等による）

次のとおり。

表 3-1-4 処理困難物の例

有害性物質を含むもの	農薬の缶、殺虫剤等
危険性のあるもの	医療用廃棄物、廃油・塗料、プロパンガスのボンベ、消火器、オートバイ・タイヤ・バッテリー
容器、重量及び長さが著しく大きいもの	屋根瓦（カヤを含む）、新建材（石膏ボード、断熱材等）、業務用冷蔵庫・自動販売機、洗面台・浴槽・便器、コンクリート・ブロック類、電線・ケーブル線、農業用ビニール、レンガ
その他	焼却灰、発泡スチロール（事業系のもの）

4. ごみ排出量の実績

(1) 稲敷市におけるごみ排出量の実績

ごみ総排出量は、平成27年度から減少傾向にあったものの、令和元年度に増加に転じている。

家庭系ごみでは、収集・拠点回収ごみ及び集団資源回収は減少傾向にある一方、直接搬入ごみは、特に剪定枝・木材の増加に伴い増加傾向にある。

事業系ごみでは、ごみ総排出量と同様、平成27年度から減少傾向にあったものの、令和元年度に増加に転じている。

表3-1-5(1) 稲敷市におけるごみ排出量の実績（平成27年度～令和元年度）

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
行政区域内人口（計画収集人口）	人	43,323	42,569	41,907	41,066	40,303
家庭系ごみ	t/年	11,000.64	10,849.55	10,808.79	10,853.87	11,177.89
収集・拠点回収	t/年	9,795.01	9,571.59	9,431.56	9,319.88	9,268.29
燃やすごみ	t/年	8,480.21	8,331.39	8,311.98	8,231.53	8,155.06
金属類、BIN・ガラス類	t/年	528.19	538.11	501.58	480.87	502.37
プラスチック製容器包装	t/年	167.44	164.32	164.40	162.27	170.08
紙製容器包装・紙パック	t/年	87.30	84.64	85.59	86.39	76.54
新聞紙・雑誌類・ダンボール	t/年	492.92	418.51	333.78	321.18	327.07
ペットボトル	t/年	38.95	34.62	34.23	37.64	37.17
直接搬入	t/年	861.22	958.26	1,081.27	1,251.73	1,672.68
燃やすごみ	t/年	66.74	59.66	85.35	112.23	141.05
金属類、BIN・ガラス類	t/年	10.01	4.76	10.01	15.28	20.71
可燃粗大ごみ	t/年	732.30	842.00	938.04	1,083.40	1,452.88
（内、剪定枝・木材）	t/年	0.00	0.00	489.13	608.62	869.77
不燃粗大ごみ	t/年	52.17	51.84	47.87	40.82	58.04
集団資源回収	t/年	344.41	319.70	295.96	282.26	236.92
燃やすごみ	t/年	8,546.95	8,391.05	8,397.33	8,343.76	8,296.11
金属類、BIN・ガラス類	t/年	538.20	542.87	511.59	496.15	523.08
プラスチック製容器包装	t/年	167.44	164.32	164.40	162.27	170.08
紙製容器包装・紙パック	t/年	87.30	84.64	85.59	86.39	76.54
新聞紙・雑誌類・ダンボール	t/年	492.92	418.51	333.78	321.18	327.07
ペットボトル	t/年	38.95	34.62	34.23	37.64	37.17
可燃粗大ごみ	t/年	732.30	842.00	938.04	1,083.40	1,452.88
不燃粗大ごみ	t/年	52.17	51.84	47.87	40.82	58.04
集団資源回収	t/年	344.41	319.70	295.96	282.26	236.92
事業系ごみ	t/年	3,350.33	3,266.20	3,109.06	2,786.36	2,984.92
許可・直接搬入	t/年	3,350.33	3,266.20	3,109.06	2,786.36	2,984.92
燃やすごみ	t/年	2,795.72	2,729.46	2,700.67	2,366.63	2,541.16
金属類、BIN・ガラス類	t/年	20.08	15.36	14.44	17.60	15.25
可燃粗大ごみ	t/年	522.41	509.94	380.53	394.70	421.82
（内、剪定枝・木材）	t/年	0.00	0.00	299.93	348.77	299.19
不燃粗大ごみ	t/年	12.12	11.44	13.42	7.43	6.69
ごみ総排出量	t/年	14,350.97	14,115.75	13,917.85	13,640.23	14,162.81
1日1人あたりごみ排出量	g/人/日	905.07	908.48	909.90	910.01	960.13
家庭系ごみ	g/人/日	693.77	698.27	706.64	724.12	757.78
家庭系ごみ（資源・集団除く）	g/人/日	622.44	632.51	646.89	664.76	700.30
事業系ごみ	g/人/日	211.29	210.21	203.26	185.89	202.36

(2) 美浦村におけるごみ排出量の実績

ごみ総排出量は、増減を繰り返している。

家庭系ごみでは、収集・拠点回収ごみ及び集団資源回収は概ね減少傾向にある一方、直接搬入ごみは増減を繰り返している。

事業系ごみでは、平成28年度には減少したものの、それ以降は燃やすごみの増加に伴い増加傾向にある。

表3-1-5(2) 美浦村におけるごみ排出量の実績（平成27年度～令和元年度）

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
行政区域内人口（計画収集人口）	人	16,292	15,881	15,574	15,293	15,144
家庭系ごみ	t/年	4,456.78	4,326.41	4,223.21	4,066.07	4,069.21
収集・拠点回収	t/年	3,949.14	3,855.85	3,748.63	3,630.49	3,652.10
燃やすごみ	t/年	3,318.40	3,280.66	3,263.98	3,170.94	3,220.96
金属類、BIN・ガラス類	t/年	231.95	233.75	222.99	216.23	197.90
プラスチック製容器包装	t/年	90.00	89.16	80.87	82.69	77.93
紙製容器包装・紙パック	t/年	51.57	48.11	41.53	40.97	41.09
新聞紙・雑誌類・ダンボール	t/年	240.50	192.29	129.42	109.78	105.53
ペットボトル	t/年	16.72	11.88	9.84	9.88	8.69
直接搬入	t/年	241.92	219.71	270.52	251.71	267.51
燃やすごみ	t/年	11.42	10.83	14.53	17.53	14.12
金属類、BIN・ガラス類	t/年	1.56	0.67	1.12	1.61	2.58
可燃粗大ごみ	t/年	201.49	190.69	229.79	216.91	228.30
（内、剪定枝・木材）	t/年	0.00	0.00	68.80	65.85	52.73
不燃粗大ごみ	t/年	27.45	17.52	25.08	15.66	22.51
集団資源回収	t/年	265.72	250.85	204.06	183.87	149.60
燃やすごみ	t/年	3,329.82	3,291.49	3,278.51	3,188.47	3,235.08
金属類、BIN・ガラス類	t/年	233.51	234.42	224.11	217.84	200.48
プラスチック製容器包装	t/年	90.00	89.16	80.87	82.69	77.93
紙製容器包装・紙パック	t/年	51.57	48.11	41.53	40.97	41.09
新聞紙・雑誌類・ダンボール	t/年	240.50	192.29	129.42	109.78	105.53
ペットボトル	t/年	16.72	11.88	9.84	9.88	8.69
可燃粗大ごみ	t/年	201.49	190.69	229.79	216.91	228.30
不燃粗大ごみ	t/年	27.45	17.52	25.08	15.66	22.51
集団資源回収	t/年	265.72	250.85	204.06	183.87	149.60
事業系ごみ	t/年	1,344.93	1,226.71	1,414.43	1,558.79	1,725.87
許可・直接搬入	t/年	1,344.93	1,226.71	1,414.43	1,558.79	1,725.87
燃やすごみ	t/年	793.20	892.09	1,150.60	1,278.09	1,356.90
金属類、BIN・ガラス類	t/年	5.99	5.25	6.95	5.49	4.85
可燃粗大ごみ	t/年	539.53	319.38	255.55	272.51	362.76
（内、剪定枝・木材）	t/年	0.00	0.00	195.05	212.53	297.51
不燃粗大ごみ	t/年	6.21	9.99	1.33	2.70	1.36
ごみ総排出量	t/年	5,801.71	5,553.12	5,637.64	5,624.86	5,795.08
1日1人あたりごみ排出量	g/人/日	972.97	958.00	991.75	1,007.69	1,045.53
家庭系ごみ	g/人/日	747.42	746.37	742.93	728.43	734.16
家庭系ごみ（資源・集団除く）	g/人/日	635.98	644.20	661.01	651.90	665.09
事業系ごみ	g/人/日	225.55	211.63	248.82	279.26	311.38

(3) 本組合におけるごみ排出量の実績

ごみ総排出量は、平成27年度から減少傾向にあったものの、令和元年度に増加に転じている。

家庭系ごみでは、収集・拠点回収ごみ及び集団資源回収は減少傾向にある一方、直接搬入ごみは、特に剪定枝・木材の増加に伴い増加傾向にある。

事業系ごみは増減を繰り返している。

表3-1-5(3) 本組合におけるごみ排出量の実績（平成27年度～令和元年度）

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
行政区域内人口（計画収集人口）	人	59,615	58,450	57,481	56,359	55,447
家庭系ごみ	t/年	15,457.42	15,175.96	15,032.00	14,919.94	15,247.10
収集・拠点回収	t/年	13,744.15	13,427.44	13,180.19	12,950.37	12,920.39
燃やすごみ	t/年	11,798.61	11,612.05	11,575.96	11,402.47	11,376.02
金属類、BIN・ガラス類	t/年	760.14	771.86	724.57	697.10	700.27
プラスチック製容器包装	t/年	257.44	253.48	245.27	244.96	248.01
紙製容器包装・紙パック	t/年	138.87	132.75	127.12	127.36	117.63
新聞紙・雑誌類・ダンボール	t/年	733.42	610.80	463.20	430.96	432.60
ペットボトル	t/年	55.67	46.50	44.07	47.52	45.86
直接搬入	t/年	1,103.14	1,177.97	1,351.79	1,503.44	1,940.19
燃やすごみ	t/年	78.16	70.49	99.88	129.76	155.17
金属類、BIN・ガラス類	t/年	11.57	5.43	11.13	16.89	23.29
可燃粗大ごみ (内、剪定枝・木材)	t/年	933.79	1,032.69	1,167.83	1,300.31	1,681.18
不燃粗大ごみ	t/年	0.00	0.00	557.93	674.47	922.50
集団資源回収	t/年	610.13	570.55	500.02	466.13	386.52
燃やすごみ	t/年	11,876.77	11,682.54	11,675.84	11,532.23	11,531.19
金属類、BIN・ガラス類	t/年	771.71	777.29	735.70	713.99	723.56
プラスチック製容器包装	t/年	257.44	253.48	245.27	244.96	248.01
紙製容器包装・紙パック	t/年	138.87	132.75	127.12	127.36	117.63
新聞紙・雑誌類・ダンボール	t/年	733.42	610.80	463.20	430.96	432.60
ペットボトル	t/年	55.67	46.50	44.07	47.52	45.86
可燃粗大ごみ	t/年	933.79	1,032.69	1,167.83	1,300.31	1,681.18
不燃粗大ごみ	t/年	79.62	69.36	72.95	56.48	80.55
集団資源回収	t/年	610.13	570.55	500.02	466.13	386.52
事業系ごみ	t/年	4,695.26	4,492.91	4,523.49	4,345.15	4,710.79
許可・直接搬入	t/年	4,695.26	4,492.91	4,523.49	4,345.15	4,710.79
燃やすごみ	t/年	3,588.92	3,621.55	3,851.27	3,644.72	3,898.06
金属類、BIN・ガラス類	t/年	26.07	20.61	21.39	23.09	20.10
可燃粗大ごみ (内、剪定枝・木材)	t/年	1,061.94	829.32	636.08	667.21	784.58
不燃粗大ごみ	t/年	0.00	0.00	494.98	561.30	596.70
ごみ総排出量	t/年	18.33	21.43	14.75	10.13	8.05
1日1人あたりごみ排出量	g/人/日	20,152.68	19,668.87	19,555.49	19,265.09	19,957.89
家庭系ごみ	g/人/日	923.63	921.94	932.08	936.52	983.46
家庭系ごみ（資源・集団除く）	g/人/日	708.44	711.34	716.47	725.29	751.33
事業系ごみ	g/人/日	626.14	635.69	650.71	661.27	690.68

5. ごみの性状

燃やせるごみ等、焼却処理を行うもの（以下、「可燃物」という。）の過去5年間の性状は次のとおりである。

組成内訳として、紙、布類や、木、竹、わら類、及びビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類がそれぞれ約3割を占めている。

低位発熱量は2,000kcal/kgをやや下回る程度で推移しており、投入ごみの単位体積重量は、令和元年度を除き概ね一定である。

表3-1-6 可燃物の性状（乾ベース）（平成27年度～令和元年度）

		単位	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	平均
組成	紙、布類	%	40.5	38.7	23.3	29.0	32.6	32.8
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	%	15.0	25.2	34.2	22.9	30.6	25.6
	木、竹、わら類	%	22.1	22.4	33.7	40.7	18.2	27.4
	ちゅう芥類	%	9.6	7.3	5.3	3.1	11.0	7.3
	不燃物類	%	3.5	0.0	0.0	0.0	4.2	1.5
	その他	%	9.4	6.5	3.6	4.3	3.5	5.5
三成分	水分	%	54.2	50.7	48.0	47.6	44.1	48.9
	灰分	%	7.3	5.5	14.6	6.4	7.6	8.3
	可燃分	%	38.5	43.8	46.0	46.0	48.3	44.5
低位発熱量（実測値）		kcal/kg	1,638	1,923	2,060	1,830	2,283	1,947
単位体積重量		t/m ³	0.161	0.161	0.163	0.164	0.130	0.156

※：各年度の数値は年度平均値であるため、項目の合計値が100%とならない場合もある。

第2節 排出抑制・再資源化の現況

1. 排出抑制の方法及び実績

本組合構成市村では、家庭系燃やごみの排出抑制の一環として、生ごみ処理機購入費補助金交付制度により、家庭用コンポスト及び生ごみ処理機の設置を奨励している。

最近の補助実績は次のとおりである。

表 3-2-1 組合構成市村における生ごみ処理機等の補助実績

		単位：基				
	機種	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度
稲敷市	コンポスト	9	7	5	3	1
	生ごみ処理機	5	8	2	4	2
美浦村	コンポスト	7	6	3	1	5
	生ごみ処理機	0	1	1	0	4
合計	コンポスト	16	13	8	4	6
	生ごみ処理機	5	9	3	4	6

2. 再資源化の方法及び実績

(1) 集団資源回収

本組合では、資源の有効活用、ごみの減量、並びにごみの問題に対する住民の関心を高めるために、自治会、老人会等に対し、資源の収集量に応じた補助金の交付を行っている。

集団回収の実績は次のとおりである。

表 3-2-2 集団回収の収集実績

回収品目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
稲敷市	紙類	337.71	313.84	290.22	277.27	233.04
	新聞	182.67	159.66	148.96	137.93	100.49
	雑誌	51.48	52.16	44.80	36.93	32.24
	ダンボール	103.56	102.02	96.46	102.41	100.31
	ビン類	2.22	1.83	1.76	1.14	0.88
	ビール	2.00	1.56	0.90	0.67	0.47
	酒ビン	0.22	0.27	0.86	0.47	0.41
	アルミ缶	3.84	3.52	3.42	3.06	2.60
	布類	0.64	0.51	0.56	0.79	0.40
	合計	344.41	319.70	295.96	282.26	236.92
美浦村	紙類	259.34	242.74	197.41	178.11	144.80
	新聞	147.09	134.74	105.04	87.78	74.55
	雑誌	42.06	35.18	31.53	29.35	20.50
	ダンボール	70.19	72.82	60.84	60.98	49.75
	ビン類	1.61	1.31	1.17	0.86	0.83
	ビール	0.84	0.62	0.49	0.32	0.28
	酒ビン	0.77	0.69	0.68	0.54	0.55
	アルミ缶	3.88	4.78	4.08	3.75	2.63
	布類	0.89	2.02	1.40	1.15	1.34
	合計	265.72	250.85	204.06	183.87	149.60
組合合計	紙類	597.05	556.58	487.63	455.38	377.84
	新聞	329.76	294.40	254.00	225.71	175.04
	雑誌	93.54	87.34	76.33	66.28	52.74
	ダンボール	173.75	174.84	157.30	163.39	150.06
	ビン類	3.83	3.14	2.93	2.00	1.71
	ビール	2.84	2.18	1.39	0.99	0.75
	酒ビン	0.99	0.96	1.54	1.01	0.96
	アルミ缶	7.72	8.30	7.50	6.81	5.23
	布類	1.53	2.53	1.96	1.94	1.74
	合計	610.13	570.55	500.02	466.13	386.52

(2) 本組合での資源化の実績

本組合における資源化量及び資源化率の実績は次のとおりである

資源化率は、概ね減少傾向にある。

表 3-2-3 本組合での資源化及び資源化率の実績

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
焼却施設	t/年	214.06	199.68	204.14	245.10	285.38
焼却灰（溶融資源化）	t/年	127.00	116.14	119.28	138.90	144.20
不燃残渣（溶融資源化）	t/年	87.06	83.54	84.86	106.20	141.18
資源化施設／圧縮施設	t/年	1,287.72	1,331.90	1,285.29	1,294.78	1,409.35
スチール缶プレス	t/年	116.78	143.76	128.78	116.51	115.88
アルミプレス	t/年	45.92	49.80	51.49	37.58	47.82
その他アルミ（キャップ等）	t/年	1.65	1.71	1.91	1.37	1.43
ガラスカレット4種	t/年	393.70	382.37	358.03	346.72	333.14
鉄屑	t/年	196.90	247.08	239.91	250.33	293.57
家電	t/年	115.09	108.24	115.31	158.81	182.03
自転車	t/年	20.26	22.36	24.11	25.85	24.01
小型家電	t/年	16.09	20.08	14.79	22.06	20.73
粗大ごみ処理等	t/年	6.56	11.48	17.86	2.10	4.26
乾電池	t/年	11.29	7.34	9.60	7.89	12.48
蛍光灯	t/年	8.21	6.22	5.68	5.98	9.00
選別・圧縮残渣（造粒砂）	t/年	355.27	331.46	317.82	319.58	365.00
破碎施設	t/年	4.97	9.70	11.03	3.96	0.00
木質燃料	t/年	4.97	9.70	11.03	3.96	0.00
圧縮梱包施設／一時貯留	t/年	1,384.92	1,220.21	992.04	974.65	888.17
プラスチック製容器包装	t/年	260.59	245.85	237.11	231.31	196.73
紙製容器包装・紙パック	t/年	143.84	130.52	118.46	101.69	101.91
新聞紙・雑誌類・ダンボール	t/年	907.47	776.99	573.62	586.75	531.79
ペットボトル	t/年	73.02	66.85	62.85	54.90	57.74
集団資源回収	t/年	610.13	570.55	500.02	466.13	386.52
資源化量合計	t/年	3,501.80	3,332.04	2,992.52	2,984.62	2,969.42
資源化率（集団資源回収を含む）	%	17.38%	16.94%	15.30%	15.49%	14.88%

※ 焼却施設：環境センターごみ焼却施設
圧縮施設：不燃物処理（圧縮）施設
圧縮梱包施設：圧縮梱包施設

資源化施設：不燃物処理・資源化施設
破碎施設：粗大ごみ処理（破碎）施設
一時貯留：資源物に係る一時貯留

第3節 収集・運搬の現況

1. 収集主体

本組合の収集・運搬の対象区域は行政区域内全域である。収集・運搬の主体は、計画収集ごみでは本組合であり、直接搬入ごみでは個人あるいは事業者である。なお、事業系一般廃棄物は事業者が自ら持ち込むか、許可業者により収集・運搬が行われている。

2. 収集区域・収集車両

本組合構成市村における収集車両等の現況は、以下のとおりである。

表 3-3-1 収集車両

	収集区域	対象世帯	集積所数	収集車両台数
稻敷市	市内全域	16,220 世帯	1,293 カ所	4tパッカー車 1台 2tパッカー車 10台 2t天蓋ダンプ車 2台
美浦村	村内全域	6,750 世帯	632 カ所	

令和2年4月1日現在

第4節 中間処理の現況

1. 中間処理体制

(1) 可燃ごみ処理施設の概要

本組合のごみ焼却施設は平成元年9月に竣工し、これまでに31年が経過している。既存施設の老朽化を受けて、現在、新ごみ焼却施設を整備中である。各施設の概要は次のとおりである。

表3-4-1 環境センターごみ焼却施設の概要

項目	内容
施設名称	環境センターごみ焼却施設
所在地	茨城県稲敷市高田424
処理方式	准連続燃焼式（流動床式）
処理能力	100t/16h (50t/16h × 2炉)
敷地面積	29,551 m ²
建築面積	1,735.2 m ²
延床面積	3,425.2 m ²
工期	着工：昭和62年9月 竣工：平成元年9月 排ガス高度処理施設整備工事：平成13～14年度
設計・施工	ユニチカ株式会社
施設概要	受入供給設備 ピットアンドクレーン方式
	燃焼設備 流動床式焼却炉
	燃焼ガス冷却設備 水噴射式
	排ガス処理方式 乾式有害ガス除去装置、電気集じん器
	余熱利用設備 温水利用（給湯、暖房）
	通風設備 平衡通風方式
	灰出し設備 不燃物：灰パンカ、鉄類パンカ ダスト：灰加湿器、灰パンカ
	排水処理設備 凝集沈殿、ろ過、ガス冷却室噴霧

表3-4-2 新ごみ焼却施設の概要

項目	内容
施設名称	(仮称) ごみ処理施設
所在地	茨城県稲敷市高田424
処理方式	全連続燃焼式（ストーカ式）
処理能力	70t/24h (35t/24h × 2炉)
整備対象面積	37,700 m ²
工期	着工：平成31年2月 竣工：令和5年3月（予定）
設計・施工	エスエヌ環境テクノロジー株式会社
施設概要	受入供給設備 ピットアンドクレーン方式
	燃焼設備 ストーカ式焼却炉
	燃焼ガス冷却設備 廃熱ボイラ方式
	排ガス処理方式 ろ過式集じん機、乾式有害ガス除去装置、無触媒脱硝方式
	余熱利用設備 発電、場内給湯等
	通風設備 平衡通風方式
	飛灰処理設備 薬剤処理方式
	排水処理設備 プラント排水（再利用、下水道放流） 生活排水（下水道放流）
	電気設備 高圧受電
計装設備	分散型自動制御システム方式（DCS）
貯留・搬出設備	ピットアンドクレーン方式

第3章 ごみ処理の現状と課題

(2) 不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ処理施設の概要

本組合の、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ処理施設の概要は次のとおりである。

表 3-4-3 不燃物処理・資源化施設の概要

項目	内容
施設名称	不燃物処理・資源化施設
所在地	茨城県稲敷市高田424
処理対象品目	金属類、ビン・ガラス類
処理方式	選別処理
処理能力	20t/5h
敷地面積	29,551 m ²
建築面積	518 m ²
延床面積	664 m ²
工期	着工：平成4年6月 竣工：平成5年3月
設計・施工	住友金属工業株式会社
施設概要	受入供給設備 破袋機：カッターナイフ付エアーシリンダ加圧式 比重差型選別機：インクライン選別機 アルミ選別機：永磁式回転ドラム型 磁選機：電磁・永磁併用式 手選別コンベヤ：平ベルトコンベヤ ろば式集じん器

表 3-4-4 不燃物処理（圧縮）施設の概要

項目	内容
施設名称	粗大ごみ処理（圧縮）施設
所在地	茨城県稲敷市高田424
処理対象品目	選別後の空缶、金属屑
処理方式	スクラッププレス
処理能力	25t/5h
建築面積	379.5 m ²
延床面積	379.5 m ²
工期	着工：昭和57年10月 竣工：昭和58年2月
設計・施工	日本鋼管株式会社、野田建設株式会社

表 3-4-5 粗大ごみ処理（破碎）施設の概要

項目	内容
施設名称	粗大ごみ処理（破碎）施設
所在地	茨城県稲敷市高田424
処理対象品目	可燃性粗大ごみ、剪定枝・木材
処理方式	二軸破碎、チップ破碎
処理能力	二軸剪切式破碎：7t/5h 一軸破碎：1t/5h ストックヤード：約600m ²
工期	着工：平成23年10月 竣工：平成25年3月
設計・施工	細谷建設工業株式会社、近畿工業株式会社

表 3-4-6 圧縮梱包施設の概要

項目	内容
施設名称	圧縮梱包施設
所在地	茨城県稲敷市高田424
処理対象品目	プラスチック製容器包装、紙製容器包装・紙パック、ダンボール、ペットボトル
処理方式	全自動横型圧縮梱包
処理能力	2~3t/h
建築面積	457.10 m ²
延床面積	457.10 m ²
工期	着工：平成25年3月 竣工：平成25年11月
設計・施工	細谷建設工業株式会社

2. 処理主体

各中間処理施設は本組合が主体となり運転管理をしている。

なお、自転車や家電製品等の不燃性粗大ごみの中間処理は、民間業者に委託している。

3. 中間処理の実績

本組合における中間処理の実績は次のとおりである。

環境センターごみ焼却施設搬入量は、平成28年度には減少したものの、それ以降は増加傾向にある。

不燃物処理・資源化施設及び不燃物処理（圧縮）施設搬入量は、平成27年度から減少傾向にあったものの、令和元年度には増加に転じている。

粗大ごみ処理（破碎）施設搬入量は、平成27年度から減少傾向にあったものの、平成30年度からは増加に転じている。

圧縮梱包施設搬入量及び資源物に係る一時貯留量は、一貫して減少傾向にある。

表 3-4-7 本組合における中間処理の実績

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
焼却施設	搬入量（計量した量）	t/年	17,852.37	17,583.66	17,941.81	18,016.74	18,829.95
	燃やすごみ	t/年	15,465.69	15,304.09	15,527.11	15,176.95	15,429.25
	破碎残渣（破碎施設より）	t/年	2,386.68	2,279.57	2,414.70	2,839.79	3,400.70
	搬出量	t/年	1,950.05	1,866.07	1,858.82	1,904.95	1,923.33
	焼却灰	t/年	1,420.40	1,388.67	1,384.64	1,392.42	1,445.08
	溶融資源化	t/年	127.00	116.14	119.28	138.90	144.20
	最終処分	t/年	1,293.40	1,272.53	1,265.36	1,253.52	1,300.88
	不燃残渣	t/年	482.68	428.91	432.94	468.58	435.14
	溶融資源化	t/年	87.06	83.54	84.86	106.20	141.18
	最終処分	t/年	395.62	345.37	348.08	362.38	293.96
資源化施設／圧縮施設	鉄類	t/年	46.97	48.49	41.24	43.95	43.11
	搬入量（計量した量）	t/年	942.70	937.18	886.03	847.64	875.37
	金属類、BIN・ガラス類	t/年	797.78	797.90	757.09	737.08	743.66
	不燃粗大ごみ	t/年	97.95	90.79	87.70	66.61	88.60
	鉄類（焼却施設より）	t/年	46.97	48.49	41.24	43.95	43.11
	搬出量	t/年	1,287.72	1,331.90	1,285.29	1,294.78	1,409.35
	スチール缶プレス	t/年	116.78	143.76	128.78	116.51	115.88
	アルミプレス	t/年	45.92	49.80	51.49	37.58	47.82
	その他アルミ（キャップ等）	t/年	1.65	1.71	1.91	1.37	1.43
	ガラスカレット	t/年	393.70	382.37	358.03	346.72	333.14
破砕施設	白カレット	t/年	151.43	141.19	130.15	124.73	125.54
	茶カレット	t/年	184.82	177.97	170.30	167.95	160.26
	緑カレット	t/年	36.79	44.29	38.84	35.38	36.63
	黒カレット	t/年	20.66	18.92	18.74	18.66	10.71
	鉄屑	t/年	196.90	247.08	239.91	250.33	293.57
	家電	t/年	115.09	108.24	115.31	158.81	182.03
	自転車	t/年	20.26	22.36	24.11	25.85	24.01
	小型家電	t/年	16.09	20.08	14.79	22.06	20.73
	粗大ごみ処理等	t/年	6.56	11.48	17.86	2.10	4.26
	乾電池	t/年	11.29	7.34	9.60	7.89	12.48
圧縮梱包施設／一時貯留	蛍光灯	t/年	8.21	6.22	5.68	5.98	9.00
	選別・圧縮残渣（造粒砂）	t/年	355.27	331.46	317.82	319.58	365.00
	搬入量（計量した量）	t/年	1,995.73	1,862.01	1,803.91	1,967.52	2,465.76
	可燃性粗大ごみ	t/年	1,995.73	1,862.01	1,803.91	1,967.52	2,465.76
	搬出量	t/年	2,391.65	2,289.27	2,425.73	2,843.75	3,400.70
	木質燃料	t/年	4.97	9.70	11.03	3.96	0.00
	破碎残渣（焼却施設へ）	t/年	2,386.68	2,279.57	2,414.70	2,839.79	3,400.70
	搬入量（計量した量）	t/年	1,185.40	1,043.53	879.66	850.80	844.10
	プラスチック製容器包装	t/年	257.44	253.48	245.27	244.96	248.01
	紙製容器包装・紙パック	t/年	138.87	132.75	127.12	127.36	117.63
圧縮梱包施設／一時貯留	新聞紙・雑誌類・ダンボール	t/年	733.42	610.80	463.20	430.96	432.60
	ペットボトル	t/年	55.67	46.50	44.07	47.52	45.86
	搬出量	t/年	1,384.92	1,220.21	992.04	974.65	888.17
	プラスチック製容器包装	t/年	260.59	245.85	237.11	231.31	196.73
	紙製容器包装・紙パック	t/年	143.84	130.52	118.46	101.69	101.91
	新聞紙・雑誌類・ダンボール	t/年	907.47	776.99	573.62	586.75	531.79
	ペットボトル	t/年	73.02	66.85	62.85	54.90	57.74

※ 焼却施設：環境センターごみ焼却施設
 圧縮施設：不燃物処理（圧縮）施設
 圧縮梱包施設：圧縮梱包施設

資源化施設：不燃物処理・資源化施設
 破砕施設：粗大ごみ処理（破碎）施設
 一時貯留：資源物に係る一時貯留

第5節 最終処分の現況

1. 最終処分体制

本組合は組合所管の最終処分場を有しておらず、最終処分は現在、民間業者に委託している。

2. 最終処分の実績

本組合における最終処分量及び最終処分率の実績は次のとおりである。

最終処分率は概ね横ばいだったが、令和元年度には減少している。

表 3-5-1 本組合における最終処分の実績

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
焼却施設	t/年	1,689.02	1,617.90	1,613.44	1,615.90	1,594.84
焼却灰（最終処分）	t/年	1,293.40	1,272.53	1,265.36	1,253.52	1,300.88
不燃残渣（最終処分）	t/年	395.62	345.37	348.08	362.38	293.96
最終処分量合計	t/年	1,689.02	1,617.90	1,613.44	1,615.90	1,594.84
最終処分率	%	8.38%	8.23%	8.25%	8.39%	7.99%

※ 焼却施設：環境センターごみ焼却施設

第6節 ごみ処理の課題

ごみを取り巻く社会状況は、循環型社会形成推進基本法をはじめここ数年の間、廃棄物に関する関係法令等の整備が進んだこともあり、大きな転換期を迎えている。それに伴い住民、事業者、行政が相互理解と協力のもとにそれぞれの役割分担を果たし、新たなごみ処理体制を構築することが重要となっている。

以下、ごみの排出から最終処分までの各段階における課題を示す。

1. 排出抑制の推進と資源化率向上の課題

ごみの総排出量は、長引く景気低迷の影響を受けて減少傾向にあったものの、令和元年には増加に転じている。資源ごみ排出量は、ごみ総排出量減少の影響もあって一貫して減少傾向にあり、本組合の資源化率は相対的に減少している状況である。

本組合構成市村ではこれまで、プラスチック製容器包装、紙製容器包装・紙パック、及び新聞紙・雑誌類・ダンボールの分別収集を開始した他、生ごみ処理容器及び処理機の購入補助やフリーマーケット等のイベントを実施しているが、啓発不足のためか、減量効果や資源化率の向上には至っていない。こうした効果を実現するために、ライフスタイルの抜本的な見直し等啓発活動の充実を前提に、分別収集を一層強化するとともに、ペットボトルについては回収拠点を拡充するなど、資源化率の向上を図っていく必要がある。

また、家庭においては、生ごみ中の水分や食品ロスが多いことにより、燃やすごみ量が多くなっている。家庭におけるこれらの燃やすごみの排出抑制策は、生ごみの水切りや調理方法の工夫など、容易かつ効果が大きいものが多いことから、積極的に普及啓発に努める必要がある。

一方、事業系ごみについても、食品廃棄物を中心として、可能な限り排出抑制策を講じる必要がある。

2. 分別排出、収集・運搬の課題

資源ごみの全てが計画収集によるものではないため回収率が低いことや、分別排出が徹底されていない状況にあることから、分別方法を含めた収集・運搬体制を見直すことにより、ごみの混合排出の抑制と資源化率の向上に努める必要がある。

また、集積所における不適正排出やごみの散乱、不法投棄等が問題視されていることから、環境美化活動の推進が望まれる。

3. 中間処理の課題

環境センターごみ焼却施設は、稼働開始から30年以上を経過して老朽化が進んでいることから、現在新ごみ焼却施設を整備中である。新ごみ焼却施設の竣工までは、環境センターごみ焼却施設において処理機能を維持しごみ処理を遅延なく継続できるよう、適切な維持管理を行っていく必要がある。

一方、不燃ごみや粗大ごみについては、金属類やビン・ガラス類の選別を対象とした不燃物処理・資源化施設や、可燃性粗大ごみを対象とした粗大ごみ処理（破碎）施設で処理を行っているが、不燃ごみや不燃性粗大ごみを破碎・選別し、資源物を取り出す設備は未整備である。そのため、これらは手選別で可能な限り仕分けた上で、民間委託により処理・処分がなされている。

不燃物処理・資源化施設、及び不燃物処理（圧縮）施設は稼働開始からそれぞれ31年、28年以上が経過し、老朽化が著しいことから、資源化率の向上や最終処分量（残渣発生量）の低減のためにリサイクルセンターの早急な整備が必要である。

4. 最終処分の課題

現在、最終処分については民間に委託しており、今後は長期的な最終処分場確保の観点から、民間処分場の委託先の拡大や自区内処分場の確保に向けた検討等、総合的に検討する必要がある。

また、焼却残渣の一部を民間委託によりスラグ化しているが、今後、資源化率の向上を図るため、スラグ化の拡大について検討する必要がある。

第7節 類似自治体からみた本組合構成市村の処理システムの比較評価

本組合構成市村のごみ処理システムについて、循環型社会形成及び経済性の観点から客観的に評価するため、環境省による「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、主要な指標について類似自治体の平均値（平成30年度実績）と比較する。

類似自治体は、都市形態、人口規模、産業構造の3つに基づく、総務省の類型により選定する。

また、評価指標は、環境省が標準的な指標として設定した、表3-7-1に示す5項目とする。

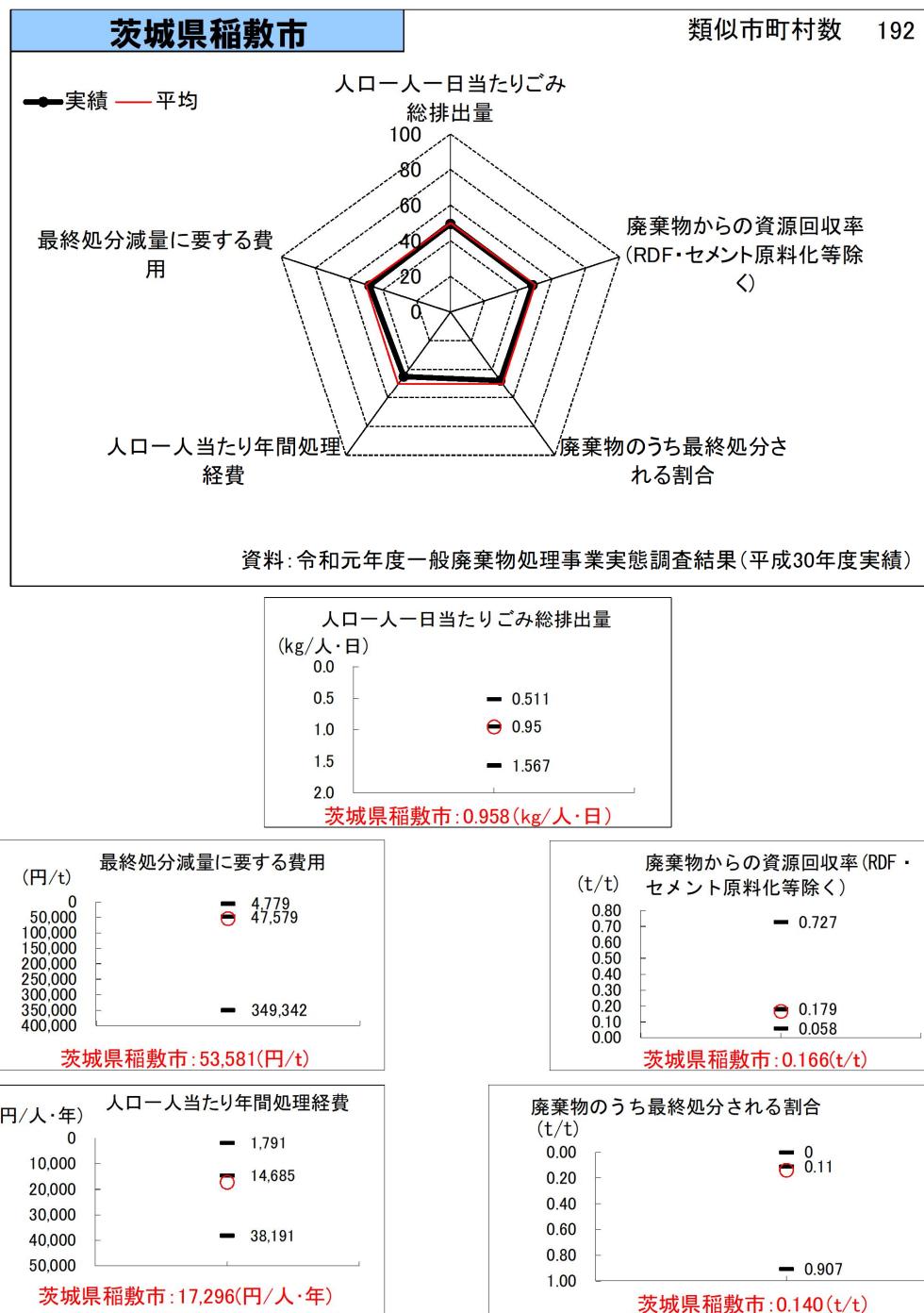
表3-7-1 処理システムの評価指標

標準的な指標		単位
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費 最終処分減量に要する費用	円/人・年 円/t

1. 稲敷市の処理システム評価

評価項目においてはいずれも概ね平均的な値であるが、人口一人当たり年間処理経費については僅かに低い結果となった。

項目	稲敷市	類似自治体
人口	40,634人	50,000人未満
産業	二次または三次産業就業人口比率 三次産業就業人口比率	95%未満 55%以上
	91.0%	58.2%



市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 平成30年度実績版による
図3-7-1 稲敷市における標準的な指標値によるレーダーチャート

2. 美浦村の処理システム評価

評価項目においてはいずれも概ね平均的な値であるが、人口一人一日当たり総ごみ排出量については僅かに低い一方、最終処分減量に要する費用及び廃棄物からの資源回収率は僅かに高い結果となった。

項目	美浦村	類似自治体
人口	15,239人	15,000人以上 20,000人未満
産業	二次または三次産業就業人口比率 三次産業就業人口比率	94.9% 80%以上 68.2% 55%以上

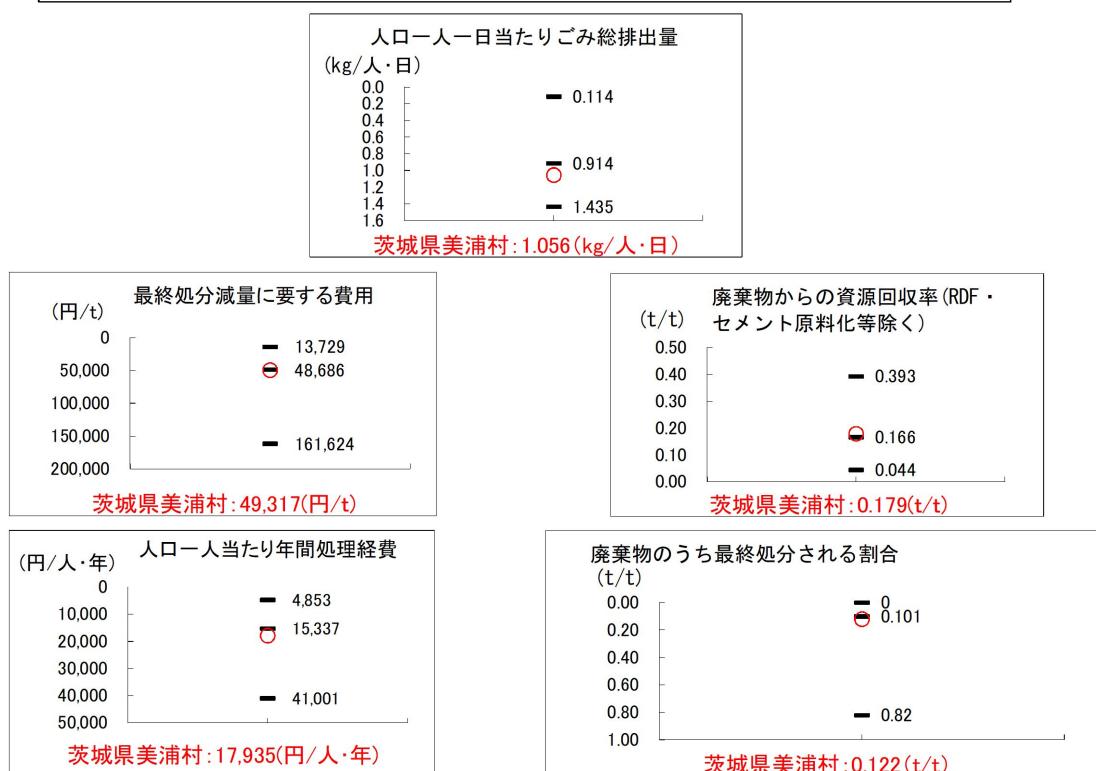
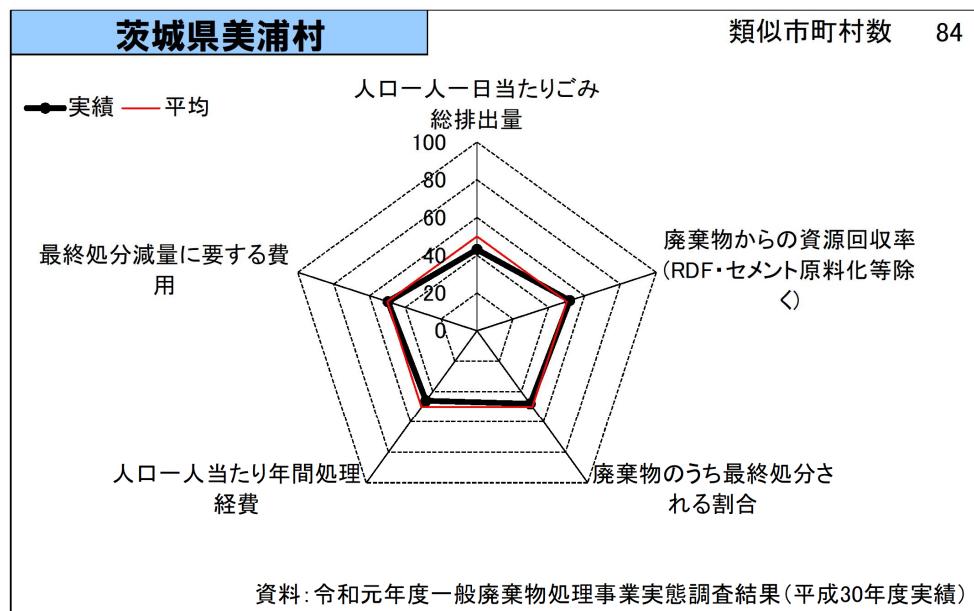


図 3-7-2 美浦村における標準的な指標値によるレーダーチャート

第4章 ごみ排出量の予測

第1節 ごみ排出量の予測方法

ごみ排出量の予測方法は以下のとおりである。

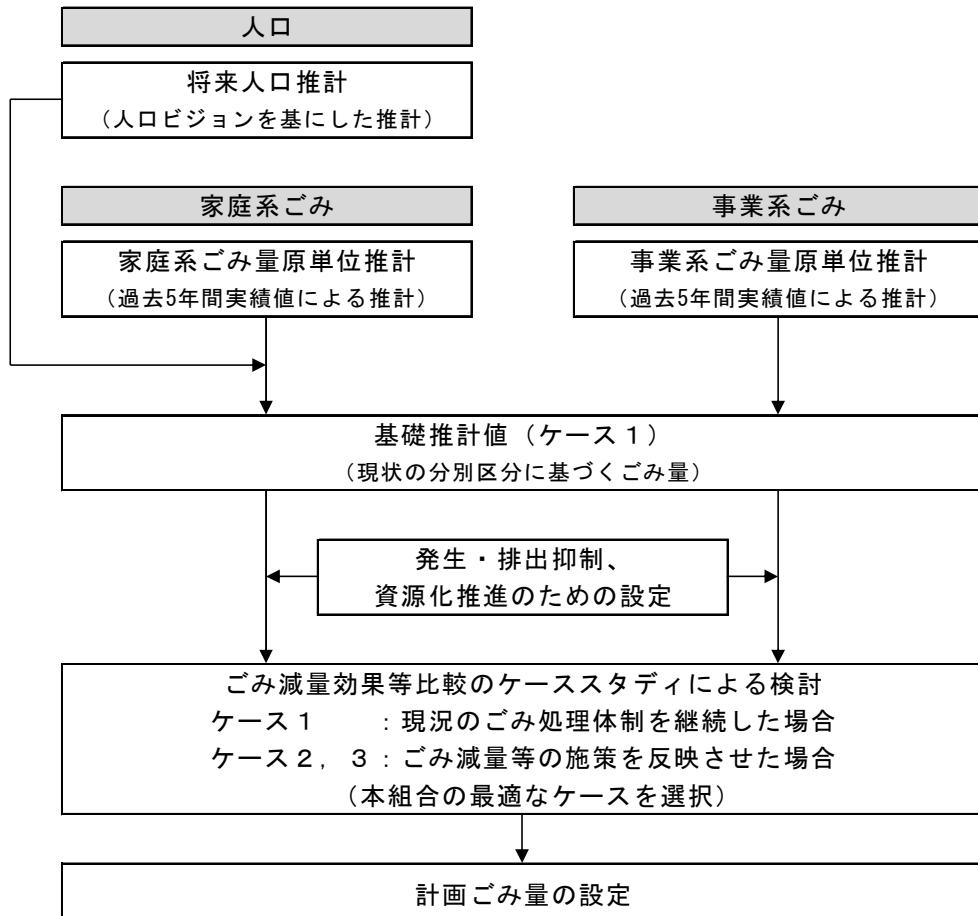


図 4-1-1 ごみ排出量予測のフロー

第2節 人口の予測

1. 計画収集区域及び収集人口

計画収集区域及び収集人口は、行政区域及び区域内人口全てを対象とする。

過去10年間の人口の実績（各年度3月31日住民基本台帳人口）は次のとおりである。

表4-2-1 計画収集人口の実績（表2-2-2再掲）

区分 年度	稲敷市			美浦村			合計 (人)
	人口 (人)	世帯数 (戸)	世帯人口 (人/戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	世帯人口 (人/戸)	
平成22年度	47,140	16,086	2.93	17,418	6,794	2.56	64,558
平成23年度	46,351	16,039	2.89	17,140	6,772	2.53	63,491
平成24年度	45,544	15,940	2.86	17,101	6,851	2.50	62,645
平成25年度	44,690	15,941	2.80	16,839	6,844	2.46	61,529
平成26年度	44,082	15,960	2.76	16,550	6,793	2.44	60,632
平成27年度	43,323	16,045	2.70	16,292	6,810	2.39	59,615
平成28年度	42,569	16,068	2.65	15,881	6,689	2.37	58,450
平成29年度	41,907	16,157	2.59	15,574	6,679	2.33	57,481
平成30年度	41,066	16,165	2.54	15,293	6,695	2.28	56,359
令和元年度	40,303	16,220	2.48	15,144	6,750	2.24	55,447

出典：各市村住民基本台帳、3月31日時点

2. 推計方法

将来人口については、稲敷市は「稲敷市まち・ひと・しごと創成人口ビジョン・総合戦略（平成27年10月）」、美浦村は「第7次美浦村総合計画（令和2年3月）」において、人口の将来展望を示している。

人口の将来展望は各市村において、国立社会保障・人口問題研究所が国勢調査より推計した人口を基に、各種施策の効果も踏まえて推計、設定した値である。

本計画では各市村の3月31日時点の住民基本台帳の人口を用いていることから、国勢調査の値とは乖離があるため、将来展望人口を過去の人口実績より補正した値を将来人口とする。

なお、将来展望人口は5年ごとの値が公表されていることから、公表値の間は線形補間を行う。

3. 将来人口の推計結果

将来人口の推計結果を表 4-2-1 及び図 4-2-1 に示す。

表 4-2-2 将来人口の推計結果

		単位：人		
		稲敷市	美浦村	合計
実績	平成22年度	47,140	17,418	64,558
	平成23年度	46,351	17,140	63,491
	平成24年度	45,544	17,101	62,645
	平成25年度	44,159	16,839	60,998
	平成26年度	44,082	16,550	60,632
	平成27年度	43,323	16,292	59,615
	平成28年度	42,569	15,881	58,450
	平成29年度	41,907	15,574	57,481
	平成30年度	41,066	15,293	56,359
	令和元年度	40,303	15,144	55,447
推計	令和2年度	39,963	14,887	54,850
	令和3年度	39,643	14,646	54,289
	令和4年度	39,323	14,405	53,728
	令和5年度	39,003	14,164	53,167
	令和6年度	38,683	13,923	52,606
	令和7年度	38,363	13,682	52,045
	令和8年度	38,083	13,459	51,542
	令和9年度	37,803	13,236	51,039
	令和10年度	37,523	13,012	50,535
	令和11年度	37,243	12,789	50,032
	令和12年度	36,963	12,566	49,529
	令和13年度	36,663	12,355	49,018
	令和14年度	36,363	12,144	48,507
	令和15年度	36,063	11,932	47,995
	令和16年度	35,763	11,721	47,484
	令和17年度	35,463	11,510	46,973

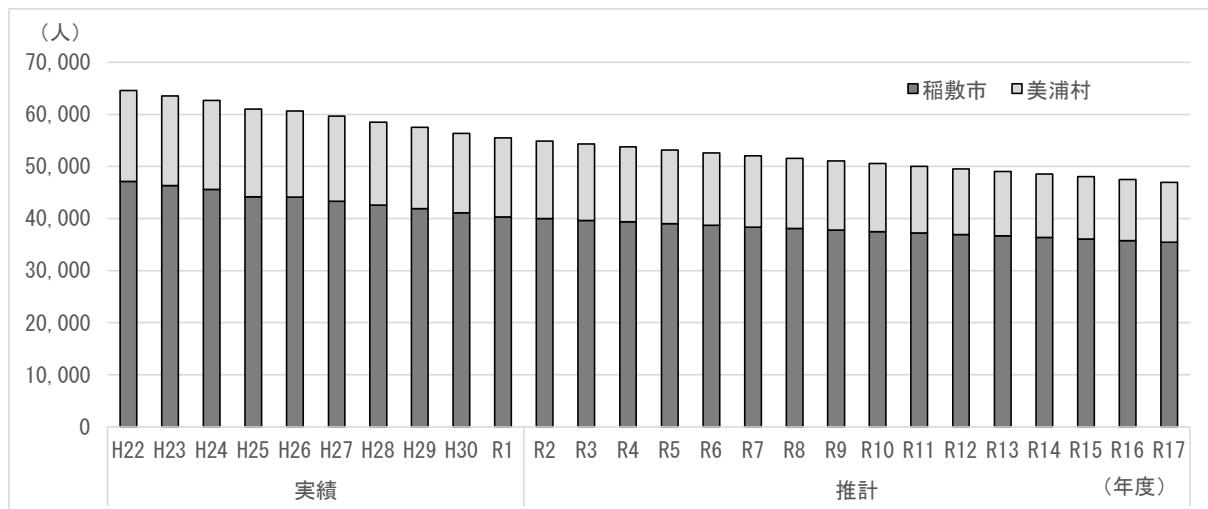


図 4-2-1 将来人口の推計結果

第3節 ごみ排出量の予測

1. 推計方法

将来ごみ排出量の推計は、過去5年間のごみ排出量原単位（家庭系ごみ：1人1日当たりのごみ排出量、事業系ごみ：1日当たりのごみ排出量）の実績値を基に、時系列に沿って実績値を曲線にあてはめる統計学的手法（回帰予測）を用いて行う。回帰予測には以下の6式を用い、これらの式による推計結果のうち、各市村のごみ排出量実績値から想定される推移に最も近い推計式を採用する。

① 直線式	$Y = aX + b$
② 分数式	$Y = a/X + b$
③ ルート式	$Y = a\sqrt{X} + b$
④ 自然対数式	$Y = \ln e X + b$
⑤ べき乗式	$Y = aX^b$
⑥ 指数式	$Y = a b^x$

※ Y：理論値（ここではごみ排出量原単位予測値）

a, b : 実績値より定める定数

X : 時間係数（年度の変化を示す。平成27年度をX=1と設定）

e : 自然対数の底。e = 2.718282…の定数

また、これらの推計式により推計された将来ごみ排出量原単位に、第4章 第2節で推計した人口を乗じることにより、将来ごみ排出量を設定する。

2. 排出抑制・再資源化の目標設定

下記のとおり3ケースを設定し、それぞれについて将来ごみ排出量を予測する。

ケース1：現状のごみ処理体制を維持した場合（ごみ排出量が現状維持で推移）

ケース2：ごみ処理の課題を踏まえ、減量化・資源化施策を実施した場合

ケース3：ケース2の施策をより強化し、有料化を実施した場合

（第4次基本計画の目標達成を目指す）

○第4次基本計画（第4次循環型社会形成推進基本計画）の取組指標及び目標

（平成30年6月、環境省）

指標	目標値	目標年次
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人/日	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ、集団回収ごみを除く)	約440g/人/日	令和7年度
一般廃棄物の資源化率	約28%	

ケース2、3で実施する減量化・資源化施策及びその効果の設定を以下に示す。

・食品ロスの削減啓発（減量化）

ごみ組成調査によると、家庭から排出される燃やすごみのうち、生ごみは約42%を占める。また、この生ごみのうち、食品ロス（手つかずで廃棄された食品や、食べ残し）は約35%を占めると言われている。

食品ロスの削減に向けた啓発活動により、生ごみのうちの食品ロス相当分を令和7年度までにケース2及びケース3で20%削減する。

・生ごみの水切り励行（減量化）

家庭から排出される生ごみの約80%は水分である。

家庭における水切りの励行により、生ごみを令和7年度までに、ケース2で20%、ケース3で30%削減する。

・資源物の分別強化（資源化）

ごみ組成調査によると、家庭から排出される燃やすごみのうち、紙類・布類は約18%、プラスチック類は約14%を占める。

燃やすごみからの紙製容器包装・紙パック、新聞紙・雑誌類・ダンボール、プラスチック製容器包装、ペットボトルの分別強化により、紙類・布類及びプラスチック類を令和7年度までにそれぞれ、ケース2及びケース3で10%資源化する。

・剪定枝・木材の資源化強化（資源化）

平成29年度より可燃性粗大ごみから選別・計量を開始した剪定枝・木材は、年々排出量が増加している。

木質チップの有効利用先の確保により、剪定枝・木材を令和7年度までに、ケース2で5%、ケース3で10%資源化する。

・家庭系燃やすごみ、金属類、ビン・ガラス類の有料化（減量化）

家庭系ごみの有料化は、可燃物や不燃物等のごみ袋を有料にする等により、ごみ排出量の抑制や資源化の推進を図るものであり、ごみ排出量の10~30%の抑制効果が見込まれる。

有料化を実施することにより、家庭系燃やすごみ、及び金属類、ビン・ガラス類を令和5年度より、ケース3で10%削減する。

・事業系食品廃棄物の資源化推進（減量化・資源化）

事業者からの食品廃棄物の発生は製造段階、流通段階、消費段階に分かれるが、このうち製造段階及び流通段階の食品廃棄物再生利用率は比較的高い。一方、消費段階における調理くずや残飯（主に小規模店舗からの排出）などは一般廃棄物として自治体施設に搬入されていることが多く、再生利用率は低くなっている。また、食品リサイクル法ではこの再生利用等の実施率20%を目標にしている。

事業者に対して食品廃棄物をバイオマス利用等、別ルートでの回収を推進することにより、事業系の燃やすごみを令和7年度までにケース2及びケース3で10%削減する。

3. 各ケースの試算比較

試算に当たっては、第4次基本計画の目標年次となっている令和7年度を取組目標年度とし、中期、長期目標年度をそれぞれ令和12年度、令和17年度とする。

(1) 基本的な指標における比較

ケース1～3のケーススタディの試算結果を以下に示す。

ごみ排出量は、ケース1、ケース2、ケース3の順で抑制されている。また、ケース1、ケース2、ケース3の順で資源化率は増加し、最終処分率は低減している。

表4-3-1(1) 各ケースによる試算結果（令和7年度：取組目標年度）

項目	単位	実績値		令和7年度予測値（取組目標年度）			
		平成27年度	…	令和元年度	ケース1	ケース2	ケース3
ごみ総排出量	t/年	20,152.68	…	19,957.89	18,926.04	17,403.85	16,048.59
家庭系ごみ量	t/年	15,457.42	…	15,247.10	14,308.79	13,169.85	11,814.59
事業系ごみ量	t/年	4,695.26	…	4,710.79	4,617.25	4,234.00	4,234.00
資源化量	t/年	3,501.80	…	2,969.42	2,878.18	3,322.30	3,310.14
資源化率	%	17.38%	…	14.88%	15.21%	19.09%	20.63%
最終処分量	t/年	1,689.02	…	1,594.84	1,513.20	1,355.98	1,246.76
最終処分率	%	8.38%	…	7.99%	8.00%	7.79%	7.77%

表4-3-1(2) 各ケースによる試算結果（令和12年度：中期目標年度）

項目	単位	実績値		令和12年度予測値（中期目標年度）			
		平成27年度	…	令和元年度	ケース1	ケース2	ケース3
ごみ総排出量	t/年	20,152.68	…	19,957.89	18,218.75	16,755.72	15,466.59
家庭系ごみ量	t/年	15,457.42	…	15,247.10	13,616.10	12,532.67	11,243.54
事業系ごみ量	t/年	4,695.26	…	4,710.79	4,602.65	4,223.05	4,223.05
資源化量	t/年	3,501.80	…	2,969.42	2,738.82	3,162.65	3,153.34
資源化率	%	17.38%	…	14.88%	15.03%	18.88%	20.39%
最終処分量	t/年	1,689.02	…	1,594.84	1,459.53	1,308.73	1,204.84
最終処分率	%	8.38%	…	7.99%	8.01%	7.81%	7.79%

表4-3-1(3) 各ケースによる試算結果（令和17年度：長期目標年度）

項目	単位	実績値		令和17年度予測値（長期目標年度）			
		平成27年度	…	令和元年度	ケース1	ケース2	ケース3
ごみ総排出量	t/年	20,152.68	…	19,957.89	17,554.16	16,143.59	14,918.24
家庭系ごみ量	t/年	15,457.42	…	15,247.10	12,949.88	11,919.95	10,694.60
事業系ごみ量	t/年	4,695.26	…	4,710.79	4,604.28	4,223.64	4,223.64
資源化量	t/年	3,501.80	…	2,969.42	2,607.52	3,012.31	3,005.80
資源化率	%	17.38%	…	14.88%	14.85%	18.66%	20.15%
最終処分量	t/年	1,689.02	…	1,594.84	1,409.17	1,264.13	1,165.40
最終処分率	%	8.38%	…	7.99%	8.03%	7.83%	7.81%

(2) 第4次基本計画の取組指標における比較

第4次基本計画の取組目標においては、ケース3において、1人1日当たりのごみ排出量のみが達成可能という結果となった。

ただし、減量化・資源化施策の効果として、ケース1以外の1人1日当たりのごみ排出量はいずれの年度においても、1,000グラムを下回っている他、資源化率も20%前後となっている。

表4-3-2(1) 第4次基本計画の取組目標値における比較（令和7年度：取組目標年度）

項目	単位	実績値		令和7年度予測値（取組目標年度）			
		平成27年度	…	令和元年度	ケース1	ケース2	ケース3
1人1日当たりのごみ排出量	g/人/日	923.63	…	983.46	996.29	916.16	844.82
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人/日	626.14	…	690.68	691.10	613.54	542.19
資源化率	%	17.38%	…	14.88%	15.21%	19.09%	20.63%

表4-3-2(2) 第4次基本計画の取組目標値における比較（令和12年度：中期目標年度）

項目	単位	実績値		令和12年度予測値（中期目標年度）			
		平成27年度	…	令和元年度	ケース1	ケース2	ケース3
1人1日当たりのごみ排出量	g/人/日	923.63	…	983.46	1,007.78	926.85	855.54
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人/日	626.14	…	690.68	691.42	613.91	542.60
資源化率	%	17.38%	…	14.88%	15.03%	18.88%	20.39%

表4-3-2(3) 第4次基本計画の取組目標値における比較（令和17年度：長期目標年度）

項目	単位	実績値		令和17年度予測値（長期目標年度）			
		平成27年度	…	令和元年度	ケース1	ケース2	ケース3
1人1日当たりのごみ排出量	g/人/日	923.63	…	983.46	1,021.06	939.01	867.74
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人/日	626.14	…	690.68	691.73	614.24	542.97
資源化率	%	17.38%	…	14.88%	14.85%	18.66%	20.15%

(3) 採用ケースの検討

第4次基本計画の取組目標値を達成するためには、住民に高い負荷を課す施策を実施しなければならない可能性がある。

また、人口の減少速度がごみ排出量の減少速度を上回ることから、1人1日当たりのごみ排出量は増える結果となっているものの、表4-3-1に示すとおりごみ総排出量は減少傾向にある。

以上のことから、本計画においては、ケース2を採用するものとする。

第4章 ごみ排出量の予測

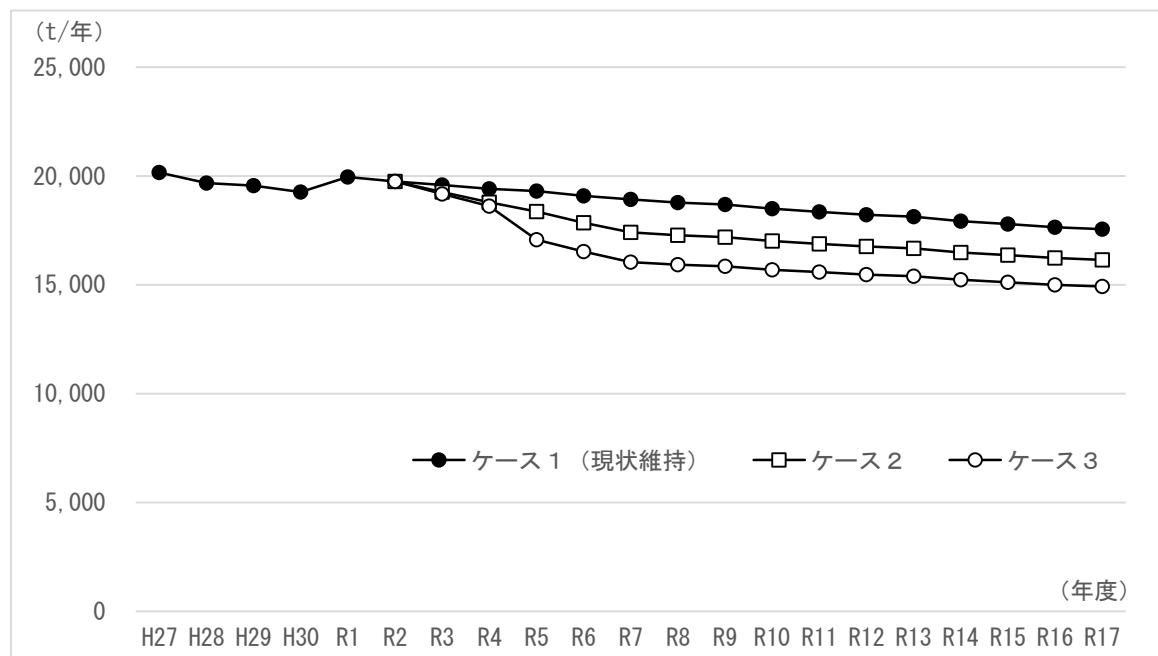


図 4-3-1(1) ごみ総排出量の推移

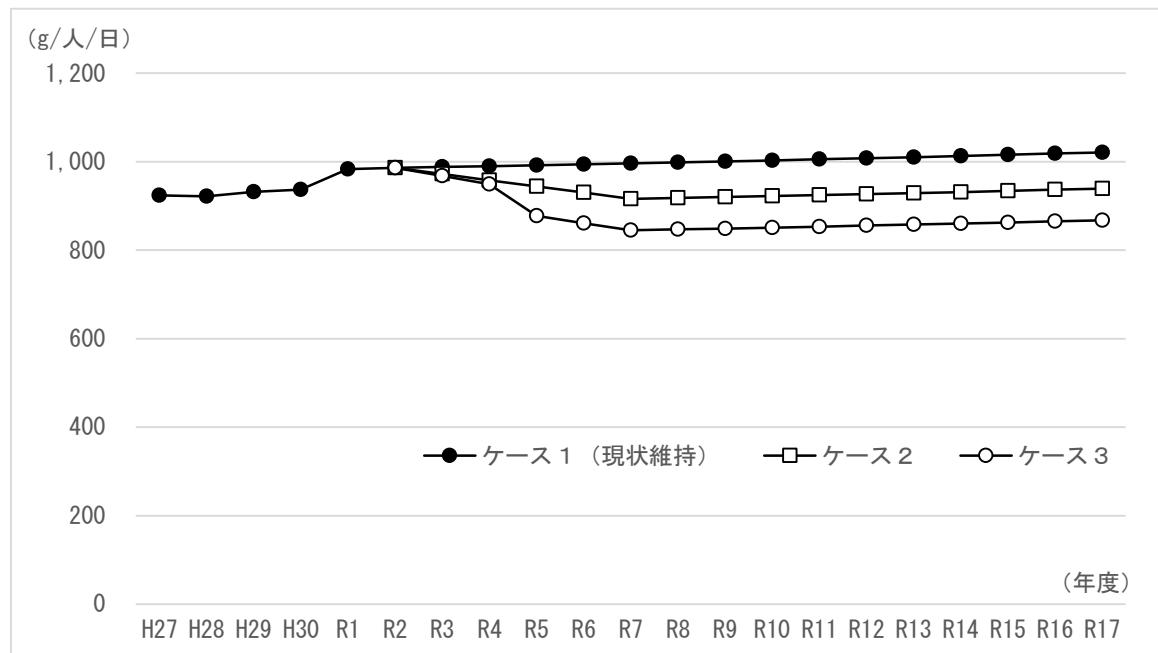


図 4-3-1(2) 1人1日当たりのごみ排出量の推移

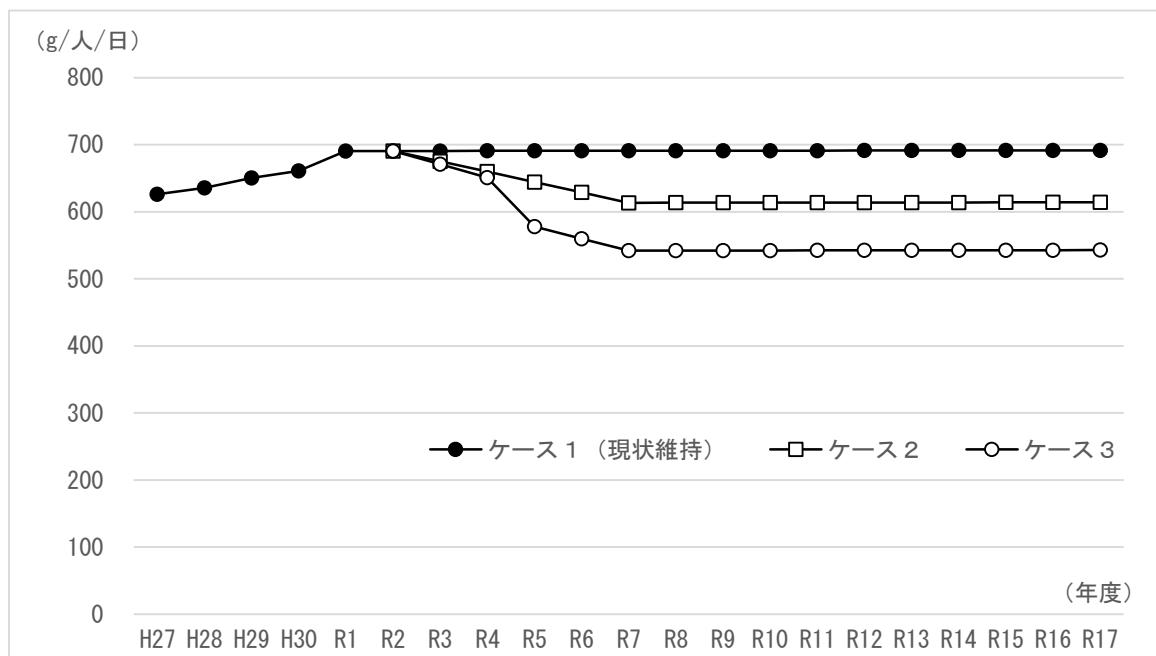


図4-3-1(3) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

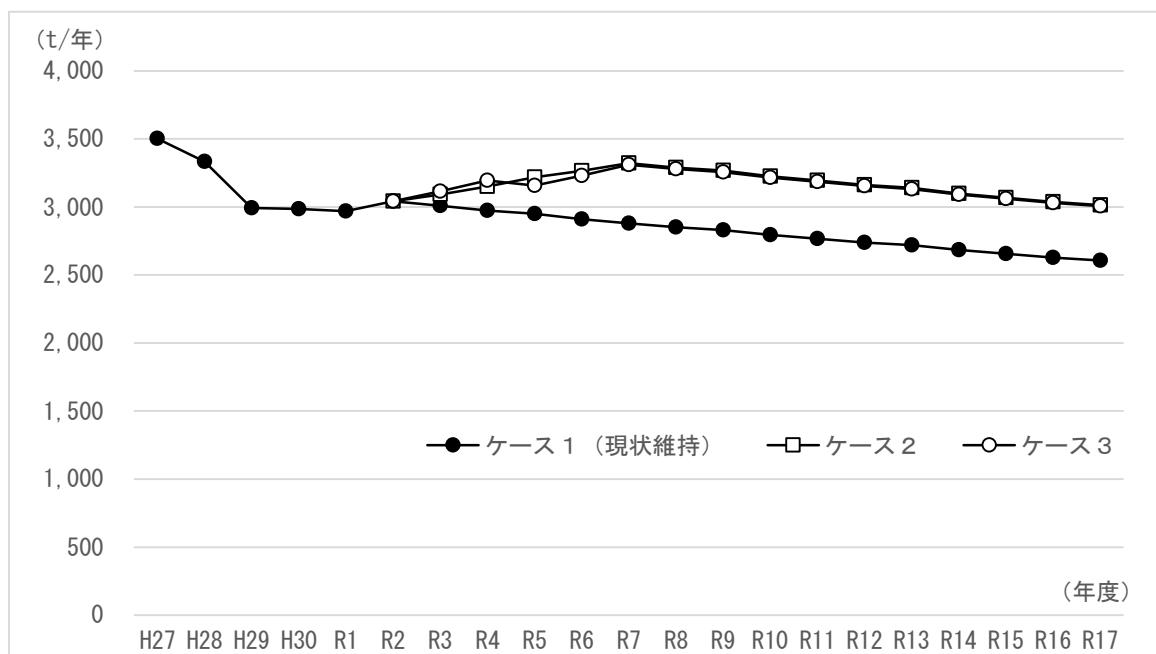


図4-3-1(4) 資源化量の推移

第4章 ごみ排出量の予測

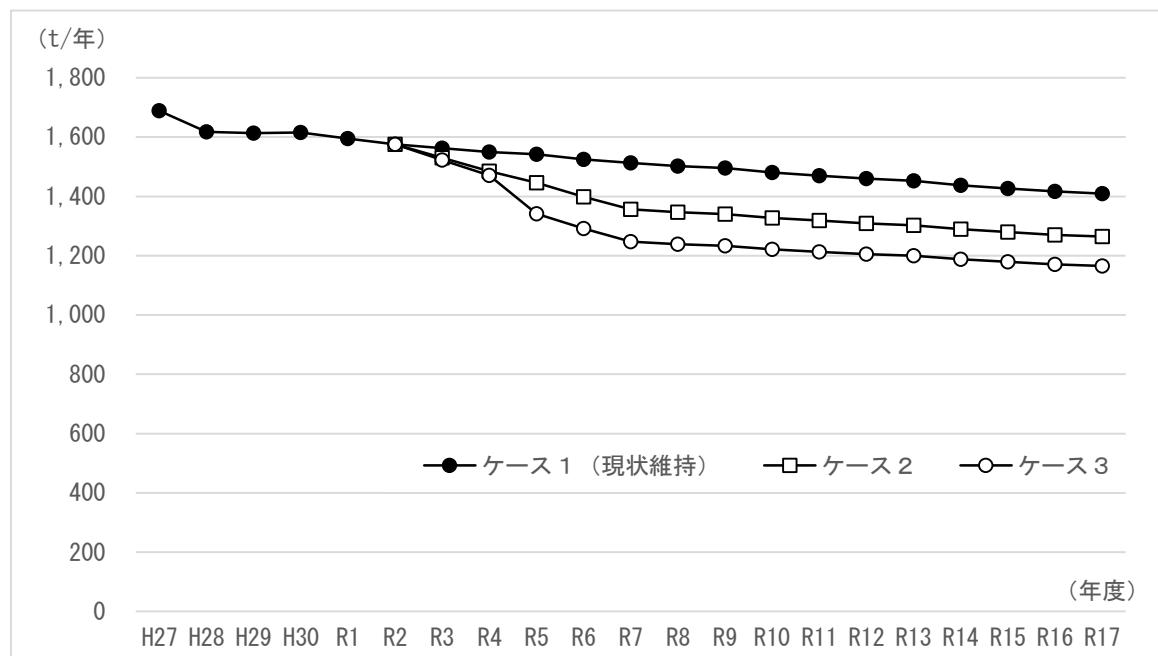


図 4-3-1(5) 最終処分量の推移

(4) 採用ケースのまとめ

採用ケースによる将来予測では、ごみ排出量は減少傾向となる。資源化量は令和7年度にかけて施策の効果により増加傾向を示し、それ以降はごみ排出量の減少に伴って減少傾向となる。また、最終処分量は一貫して減少傾向となる。

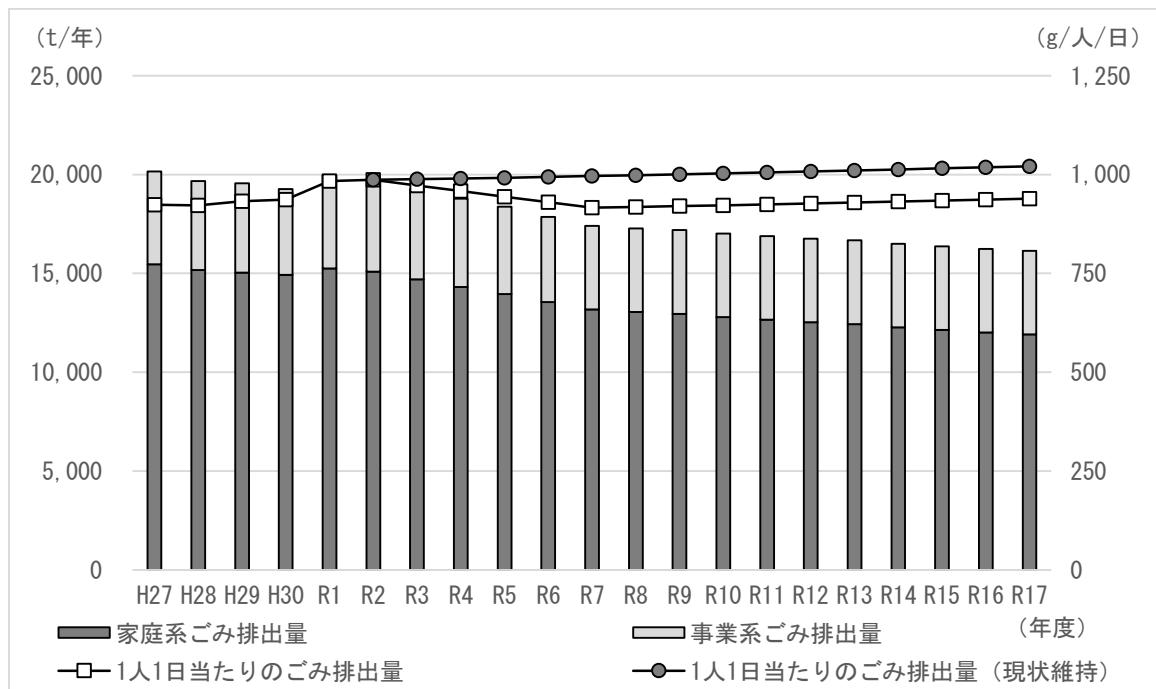


図4-3-2 ごみ排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移

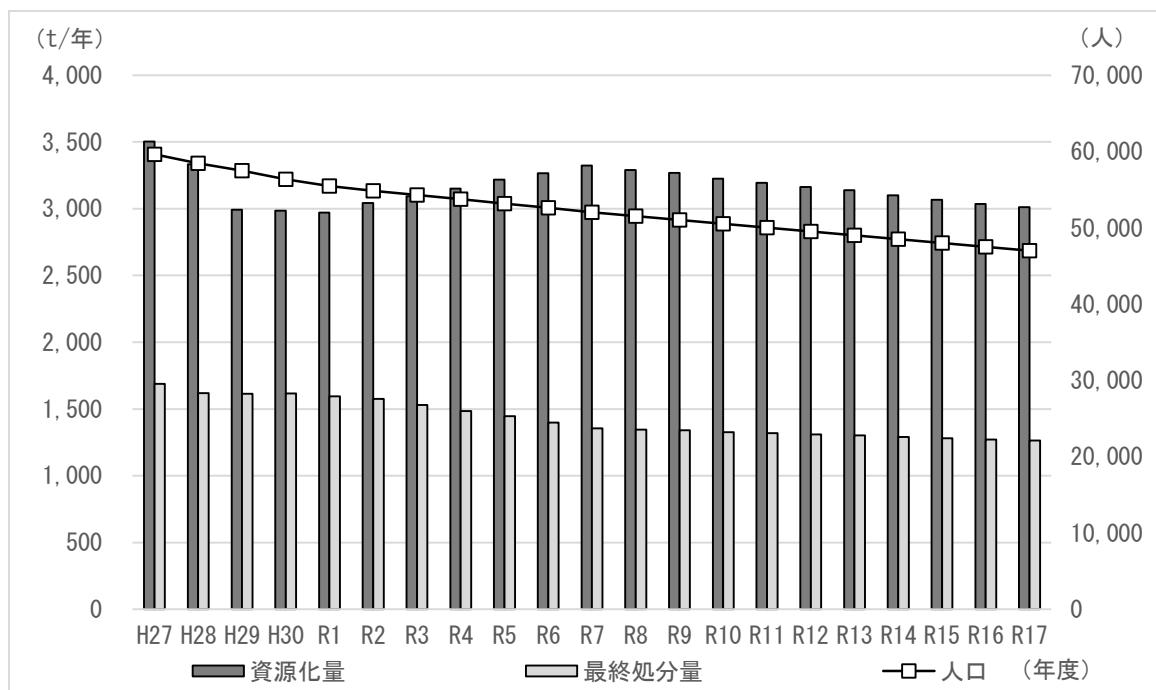


図4-3-3 資源化量、最終処分量及び人口の推移

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本的事項

基本理念、達成目標、基本方針、ごみ処理の現況、将来動向と課題、ごみ量の予測等を踏まえ、具体的な施策を組み立てる。各施策の体系及び目標は次のとおりである。

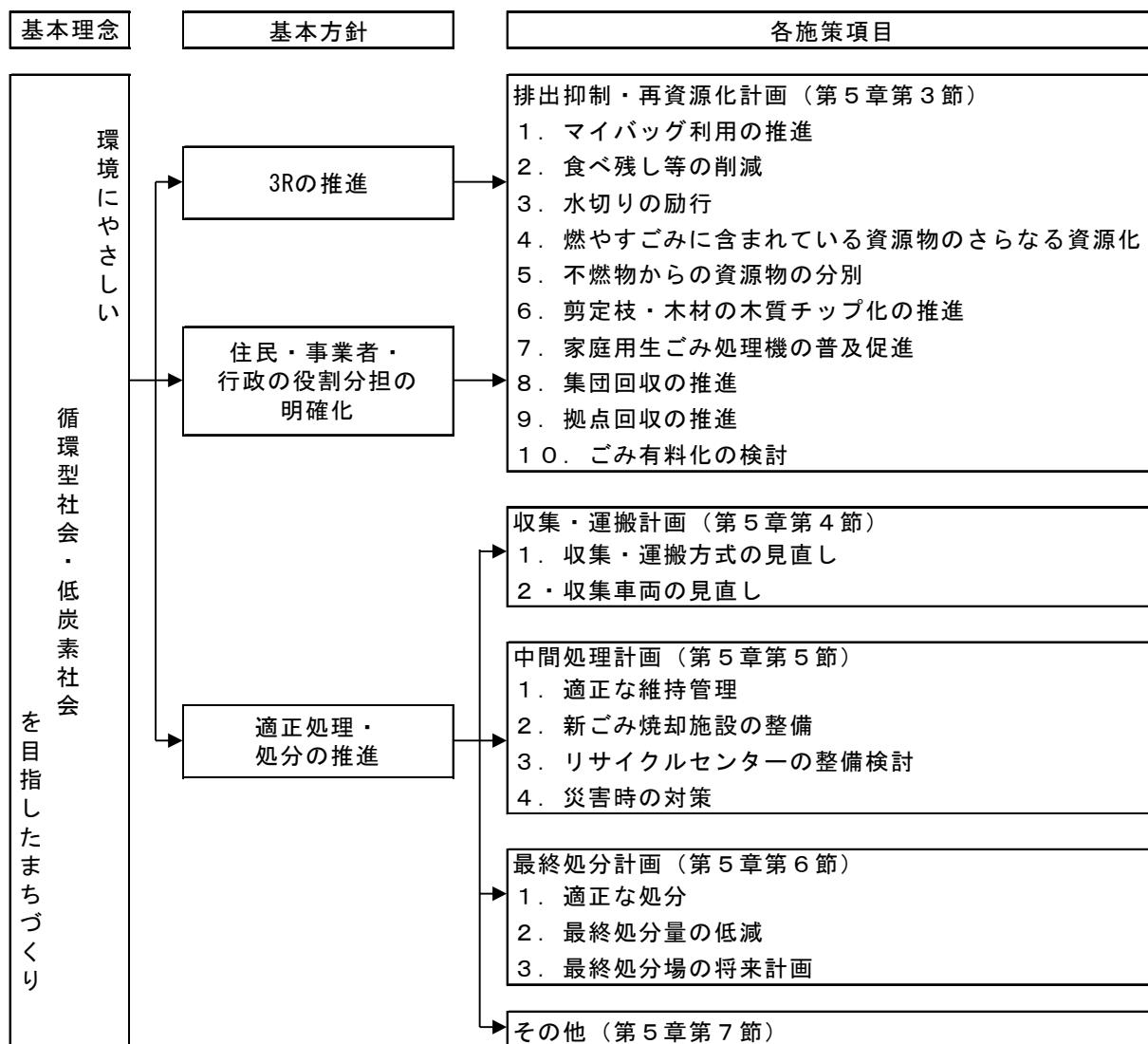


図5-1-1 ごみ処理基本計画の体系

持続可能な社会を構築するためには、循環型社会・低炭素社会の構築を目指し、住民・事業者・行政が協働してごみ処理システムを構築する必要がある。

システム構築のためには、排出抑制を最重要の施策とし、それでも排出されてしまうごみは、分別収集、資源化により資源の有効利用を図ることが重要である。マテリアルリサイクルできないごみも貴重なエネルギー源として捉え、積極的に熱回収するとともに焼却残渣を資源化することも検討する。

1. 資源物の分別強化、資源化促進

ごみの排出抑制と資源化を促進するため、本組合構成市村では容器包装リサイクル法等に基づき、さらなる分別収集の強化、及び資源化の促進を行うものとする。

本組合ではビン類、缶類に加え、平成25年4月1日よりプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の計画収集を開始しており、さらなる対応強化を図っている。また、これに併せて新聞・雑誌・ダンボールの分別回収も開始しており、資源化を促進している。

容器包装リサイクル法対象のペットボトルについては拠点回収を行っており、今後は回収拠点の拡充等により、対応を強化していく。

また、ビン類、缶類等の選別・圧縮処理を行っている不燃物処理・資源化施設が老朽化していることから、選別精度向上及び資源化促進のために、施設の更新に向けての検討を行う。

○容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

（平成12年4月完全施工）

家庭から排出されるごみの6割（容積比）を占めると言われている容器包装廃棄物（容器包装材が一般廃棄物となったもの）を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図る法律。

住民による分別排出、市町村による分別収集、事業者（容器包装材を利用又は製造等する事業者）によるリサイクルの促進が求められている。

2. 事業系廃棄物の適正処理

事業活動に伴って生じた事業系廃棄物は、廃棄物処理法により、事業者自らの責任において処理することが義務付けられており、原則として自己処理を行うものとしている。

ただし、自己処理ができないごみについては、許可業者による搬入及び事業者による直接搬入により有料で受け入れ、その処理を行っている。

今後は、ごみの排出抑制と資源化を促進するため、事業者に対して以下の対応を行う。

- ・廃棄物の資源化に関しては、特に食品廃棄物の有効利用を図るために、独自の回収ルートを確立するよう事業者に指導する。
- ・廃棄物の減量化に努めるとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物は自らの責任で適正に処理するよう指導する。
- ・一定規模以上及び一定以上の排出量の事業者については、資源化・減量化計画の提出や廃棄物管理責任者の設置を指導する。
- ・事業所及び許可業者のごみ排出に関して徹底した分別の指導に努める。
- ・家庭系の収集ごみに事業系の廃棄物を混入させないよう指導する。
- ・近隣市町村の動向を踏まえ適切な手数料を設定する。

第2節 各主体の役割

ごみ処理システムの構築に当たっては、住民・事業者・行政の協力が必要である。

1. 基本方針

循環型社会・低炭素社会を構築するためには、住民・事業者・行政が協力してごみの減量化・資源化活動に取り組むことが重要である。住民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、新しいごみ処理システムを構築する。

2. 活動内容の検討

(1) 広報活動

- ・ソーシャルメディア、広報紙等による広報活動
- ・ごみに関する小冊子の作成及び配布
- ・啓発ビデオの製作及び貸し出し・上映等
- ・ごみ集積所におけるポスター貼付による広報活動

(2) 住民参加活動

- ・不用品交換の普及
- ・ごみ対策市民会議の充実
- ・リサイクルイベントの開催（パネル展、リサイクル教室等）
- ・ポスター及び標語等、諸コンクールの開催
- ・施設見学会の実施
- ・自発的な活動を行っている、ごみに係る市民団体との連携の緊密化

(3) 環境教育

- ・学校教育及び生涯学習での環境教育の内容の充実
- ・情報の提供機会の充実

(4) 経済的インセンティブ

- ・コンポスター等の助成
- ・集団回収制度の継続
- ・環境物品等の積極的な購入・使用（グリーン購入）
- ・ごみ有料化についての検討

(5) 不法投棄等への対策

- ・自治会、学校、商工会等の組織を通しての指導
- ・不法投棄の監視等の強化

(6) 事業者への対策

- ・自己処理と排出抑制の指導
- ・各種リサイクル法遵守の指導

3. 各主体の役割

(1) 住民に期待される役割

- ・物を大切にし、なるべくごみを出さないようなライフスタイルの意識を持つこと
- ・ごみゼロ一斎運動等の環境美化活動に参加すること
- ・ごみの分別を徹底し、集積所を適切に利用すること
- ・ごみの減量化や環境美化を推進すること

(2) 事業者に期待される役割

- ・ごみ排出を抑制するような事業スタイルへの転換を図ること
- ・処理困難物等の収集及び処理を行うこと
- ・容器包装等の店頭回収を推進すること
- ・ごみの自家処理及び分別の徹底による減量化・資源化を促進すること
- ・リサイクル活動を徹底的に推進すること
- ・分別排出を徹底し、本組合構成市村の分別に協力すること
- ・リサイクルしやすい製品の開発、製造に努めること

(3) 行政の主な役割

- ・ごみ処理の流れや費用についての情報提供を行い、意識啓発を進めること
- ・ごみの減量化・資源化に取り組む住民や事業者を支援すること
- ・処理施設の適正な維持管理及び老朽化への対応を行うこと
- ・地域における環境美化活動を推進すること
- ・支援活動によりリサイクル活動を活性化すること
- ・集団回収を促進させること
- ・収集したごみを適正に資源化し、資源化できないものは適正に処分すること

(4) 住民・事業者・行政の役割と協力

住民・事業者・行政が図のように協力し、ごみ処理行政を推進するものとする。

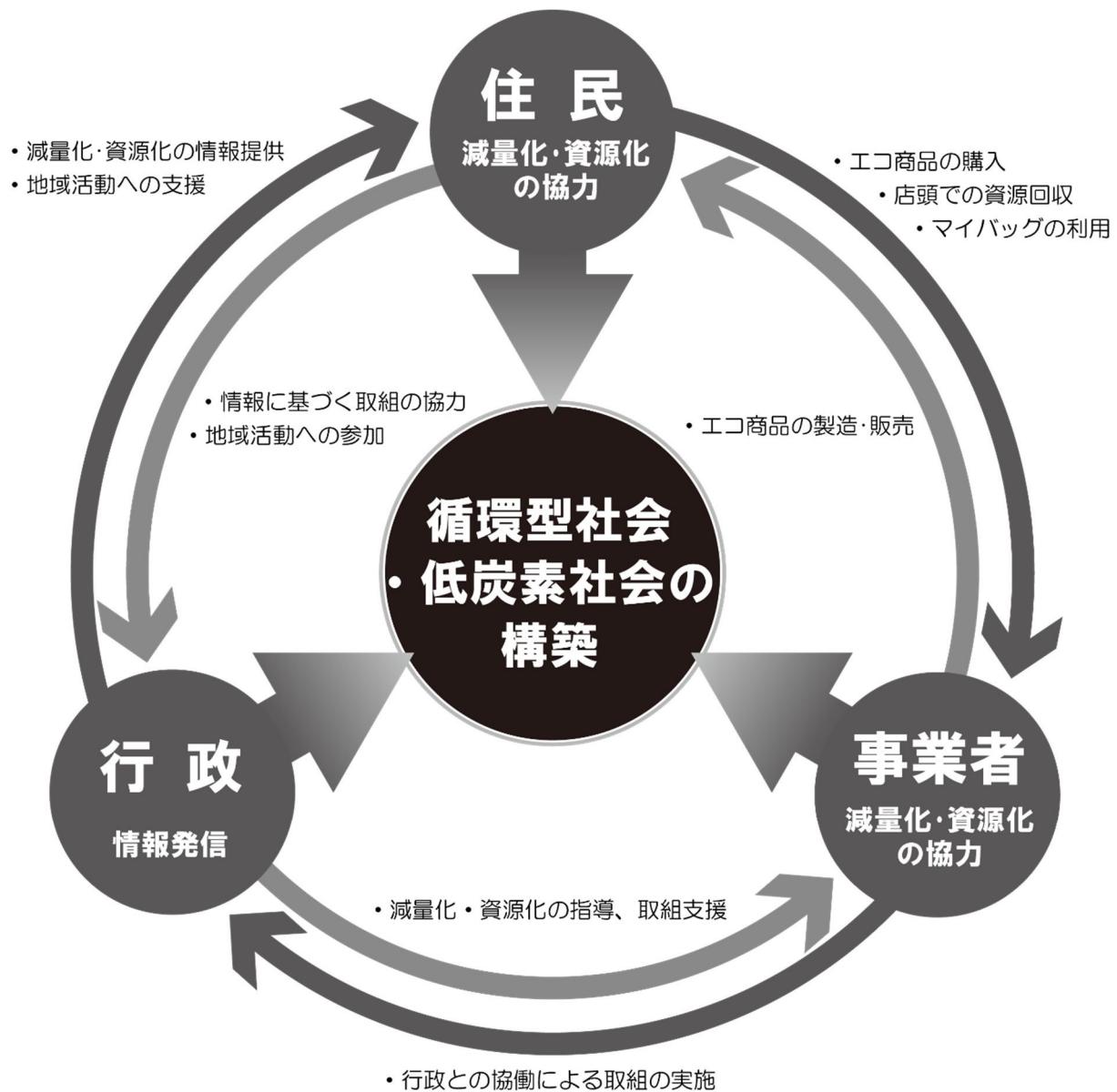


図 5-2-1 住民・事業者・行政の役割と協力関係

第3節 排出抑制・再資源化計画

ごみの発生・排出を抑制し、適切な再資源化を推進していくことは、今日のごみ処理において最も重要な事項であり、それを確実に実行していくことが循環型社会・低炭素社会の構築のために必要不可欠な条件である。資源の大部分を輸入に依存する我が国においては、資源化・再利用できる廃棄物を「貴重な資源」として捉え、積極的に有効活用を図る必要がある。

1. 基本方針

住民・事業者・行政の役割分担を明確化し、三者一体となって意識改革を図るとともに、それぞれの立場でごみ減量に取り組み、さらに地域住民が参加しやすいシステムを構築し、効果的な排出抑制・再資源化を推進する必要がある。

また、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等のリサイクル法令により、分別収集の徹底化を図る。

さらに集団回収の推進により、施設で処理する前に出来る限り資源化を推進する。

2. 減量化可能な廃棄物

今後さらなる減量が可能なごみとしては、以下が想定される。

(1) 家庭系燃やごみ

- ・紙類・布類が約 18%（湿ベース）、プラスチック類が約 14%（湿ベース）を占めており、紙類・布類、紙製容器包装・紙パック、新聞紙・雑誌類・ダンボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装の分別収集の促進により資源化・減量化の余地がある。
- ・厨芥類が約 42%（湿ベース）含まれているため、食べ残しや過剰廃棄等の食品ロスを削減することや、水切りの推進を図ることにより減量化が可能である。

(2) 家庭系金属類、ビン・ガラス類

- ・資源物（ビン類、缶類、プラスチック類）が混入しているため、分別を推進することにより資源化・減量化が可能である。

(3) 事業系燃やごみ

- ・食品リサイクル法により、スーパー、コンビニ、レストラン等では、食品廃棄物再生利用率の目標が定められており、食品廃棄物（食品ロス）のリサイクルが必要である。
- ・紙類の自主的な回収により、さらなる減量化が可能である。

○食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

（平成13年5月施工）

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進するための法律。

○基本方針（食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針）

（令和元年7月12日公表）

対象事業者：

食品の製造・加工・卸売又は小売りを業として行う事業者（食品メーカー、八百屋、百貨店、スーパー等）、飲食店業その他食事の提供を行う事業者（食堂、レストラン、ホテル、旅館、結婚式場、レストラン船等）

2024年度までの再生利用率等実施率の目標：

	目標	平成29年度実績
食品製造業	95%	95%
食品卸売業	75%	67%
食品小売業	60%	51%
外食産業	50%	32%

3. 排出抑制・再資源化施策

(1) マイバッグ利用の推進

令和2年7月1日にプラスチック製のレジ袋が有料になったことに伴い、マイバッグの利用率は増加している。今後も、さらなるマイバッグ利用の推進方法を検討する。

(2) 食べ残し等の削減

SDGsにおいて食品ロスが取り上げられたことや、食品ロス削減推進法の制定により、国際的に食品ロスに対する関心が高まっている。表5-3-1に示すような家庭における食品ロス削減方法に対する啓発活動について、検討する。

表5-3-1 家庭における食品ロス削減方法

場面	食品ロス削減方法
買い物のとき	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物の前に冷蔵庫の中の在庫を確認する。 ・食べきれないほどの食材を買わない。 ・すぐに食べる商品は、賞味期限や消費期限の長い商品を選択するのではなく、陳列順に購入する。
調理する時	<ul style="list-style-type: none"> ・食べられる分だけ作る。 ・野菜の皮等も使った料理を作る。
食品を保存する時	<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍など、傷みにくい保存方法を選ぶ。 ・保存した食品を忘れないように、冷蔵庫の中の配置を工夫する。
外食をするとき	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ切れる量の注文をする。 ・残ってしまった場合には持ち帰りが可能か確認する。 ・宴会などにおいては、最初の30分と最後の10分には自席で料理を楽しむ「3010運動」に取り組む。
食べきれないとき	<ul style="list-style-type: none"> ・フードバンク※やフードドライブ※を活用する。 ※余っている食べ物を集めて寄付する活動。

○食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）

（令和元年10月施行）

国・地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減に取り組むための法律。

- ①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、
- ②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことが求められている。

(3) 水切りの励行

ごみ質調査の結果によると、本組合構成市村の燃やすごみには、水分が約 50%（湿ベース）含まれている。

この水分は主に生ごみに含まれていることから、生ごみは燃やすごみのごみ袋に入る前に、出来る限り水切りをする必要がある。三角コーナーを利用したり、新聞紙やビニール袋に包んで手で押したり等の水切り方法等について、イベントや広報等を通して積極的に啓発する。

(4) 燃やすごみに含まれている資源物のさらなる資源化

ごみ質調査結果より、燃やすごみには紙類・布類が約 18%（湿ベース）、プラスチック類が約 14%（湿ベース）含まれている。きれいな新聞紙や紙パック、プラスチック製容器包装、別途ボトル等について、分別排出を促進する。

(5) 不燃物からの資源物の分別

不燃物には、ビン類（ビン・ガラス類）、缶類（金属類）、プラスチック類が含まれている。家庭での分別を徹底することにより、資源化量を増加させ、不燃物量を減少させる。

(6) 剪定枝・木材の木質チップ化の推進

本組合では、平成 29 年度より可燃性粗大ごみからの剪定枝・木材の選別・計量を開始し、その排出量は年々増加している。剪定枝・木材の木質チップ化を推進することにより、資源化量を増加させ、可燃物量を減少させる。

(7) 家庭用生ごみ処理機の普及促進

本組合構成市村では、家庭から発生する生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化を図るために、家庭用の電気式生ごみ処理機等を購入した方に補助金を交付している。

今後も、補助金交付制度のさらなる PR や、生ごみの削減の必要性を訴え、生ごみ処理機の普及を促進する。

(8) 集団回収の推進

イベントや広報、ホームページを活用し、集団回収をさらに推進する。

(9) 抱点回収の推進

容器包装廃棄物を削減するために、一部のスーパー・コンビニ等で、事業者による抱点回収が行われている。

対象品目は店舗により異なるが、概ねビン、缶、ペットボトル、白色トレー、紙パック等の資源物である。また、ボタン電池やレジ袋を回収する例もある。

店先に回収ボックスを置くケースが多いが、自動回収機（資源物を投入すると自動的に圧縮したり、容器代を返金したり、チケットを発券したり、カードにポイントを貯める等の機能を有するものもある）を設置するケースも増加している。

今後は、協力事業者の拡充を図るとともに、住民への活動促進のために周知を図っていく。

(10) ごみ有料化の検討

ごみ有料化は、可燃物や不燃物等を収集する段階で手数料を徴収するもので、ごみ処理費用の「受益者負担」を図るものであり、ごみに対する意識の高揚、ごみ排出量の抑制、資源化の推進等を目的としている。ごみ有料化は全国で約6割の自治体が採用している。

ごみ有料化はごみ袋を有料化することにより実施されることが多いが、本組合構成市村のごみ収集指定袋は料金に手数料が上乗せされていないことから、有料化には当たらない。

平成17年5月に一部改正された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」では、市町村の役割として一般廃棄物の有料化の推進を図ることとされ、環境省廃棄物対策課では平成25年4月に「一般廃棄物有料化の手引き」を改訂し、国の方針としてもごみ有料化を積極的に推進している。

こうした背景を受けて本組合では、ごみ減量化推進等審議会を通して、将来においてはごみ有料化の方針を検討することとなっており、導入に向けて検討を進める。

4. 施策による減量効果及び資源化量等の推移

施策による減量効果及び資源化量等の実績と予測を表5-3-2に示す。

なお、これらの予想値は第4章 第3節の将来予測における、ケース1（現状）、及びケース2（施策）の結果を踏まえたものである。

表5-3-2 減量効果及び資源化量等の推移

		推計値							
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
排出量原単位 (g/人/日)	現状	986.37	988.04	989.80	991.83	993.93	996.29	998.44	1,000.64
	施策	986.37	975.57	964.76	954.18	943.52	933.09	935.02	937.05
ごみ総排出量 (t/年)	現状	19,747.32	19,578.48	19,410.72	19,300.22	19,084.60	18,926.04	18,783.45	18,692.32
	施策	19,747.32	19,331.33	18,919.60	18,567.47	18,116.79	17,725.28	17,590.43	17,504.32
焼却処理量 (t/年)	現状	18,591.70	18,442.82	18,292.59	18,197.08	18,002.14	17,860.58	17,733.43	17,653.11
	施策	18,591.70	18,084.76	17,581.88	17,136.86	16,603.85	16,127.35	16,013.44	15,941.69
資源化量 (t/年)	現状	3,042.36	3,007.85	2,974.34	2,949.88	2,909.64	2,878.18	2,849.86	2,829.62
	施策	3,042.36	3,124.81	3,205.78	3,295.07	3,363.28	3,439.33	3,405.09	3,381.07
最終処分量 (t/年)	現状	1,575.11	1,562.50	1,549.79	1,541.70	1,525.19	1,513.20	1,502.43	1,495.63
	施策	1,575.11	1,532.19	1,489.60	1,451.92	1,406.78	1,366.43	1,356.79	1,350.71

		推計値							
		令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度
排出量原単位 (g/人/日)	現状	1,002.91	1,005.21	1,007.78	1,010.24	1,012.75	1,015.53	1,018.37	1,021.06
	施策	939.10	941.41	943.77	946.01	948.30	950.86	953.47	955.92
ごみ総排出量 (t/年)	現状	18,498.86	18,356.86	18,218.75	18,124.23	17,930.71	17,790.28	17,649.99	17,554.16
	施策	17,321.94	17,191.73	17,061.61	16,971.93	16,789.75	16,657.37	16,525.29	16,434.30
焼却処理量 (t/年)	現状	17,477.49	17,350.30	17,226.81	17,144.20	16,967.91	16,841.87	16,716.06	16,632.05
	施策	15,784.05	15,673.80	15,563.43	15,489.67	15,331.12	15,218.52	15,105.97	15,030.84
資源化量 (t/年)	現状	2,793.96	2,766.24	2,738.82	2,718.41	2,683.19	2,655.64	2,627.96	2,607.52
	施策	3,338.12	3,304.92	3,272.05	3,247.31	3,205.26	3,171.98	3,138.93	3,114.13
最終処分量 (t/年)	現状	1,480.76	1,469.99	1,459.53	1,452.54	1,437.61	1,426.93	1,416.28	1,409.17
	施策	1,337.36	1,328.02	1,318.68	1,312.43	1,299.01	1,289.48	1,279.94	1,273.58

第4節 収集・運搬計画

収集・運搬業務は、住民の生活の場に接点を持つ重要な行政サービスであり、快適な生活環境を保持していくために必要不可欠な業務である。これまで収集・運搬は、日常生活から廃棄物を速やかに排除する役割としていたが、これに加え、資源化に重点を置いたごみ処理システムの一部として機能していくことが必要となっている。

収集・運搬業務は、ごみ処理事業の中でも費用のかかる部門であるため、今後のごみ処理体制の構築の中で業務の効率化を推進することも重要な課題であると考えられる。

1. 基本方針

循環型社会・低炭素社会へ向けた新たなごみ処理システムにおける収集・運搬業務の位置づけを明確にする。また、快適な生活環境の保全のため、住民のニーズを踏まえながら、効率的な収集・運搬体制の整備を目指す。

2. 収集・運搬施策

(1) 収集・運搬方式の見直し

新ごみ焼却施設の整備に伴い、中間処理施設の運営と収集・運搬体制の整合を図るとともに、効果的な収集・運搬事務を行うため、収集ブロック、収集回数等を適宜見直す。

(2) 収集車両の見直し

ごみの量やその特性、中間処理施設の運営等に合わせ最適な収集車両について検討する。

また、委託業者、許可業者等の車両も含め、環境負荷のより少ない自動車の導入やバイオ燃料等の利用についても検討する。

第5節 中間処理計画

中間処理とは、可燃系ごみの衛生処理や減容化を行うとともに、処理に伴い発生するエネルギーの回収を図り、さらに不燃物、資源ごみ、粗大ごみの破碎・選別、資源化及び保管等を行うことを言い、循環型社会・低炭素社会における重要な工程の一つである。

近年では周辺環境の配慮（ダイオキシン類等）やより効率的な資源化等、中間処理に対する要求は極めて高度化しており、ごみ処理事業の中では最も配慮が必要な工程でもある。

1. 基本方針

ごみの種類に応じ、適正に処理を実施していく。

可燃物は、焼却処理により減容化・減量化を図るとともに、新ごみ焼却施設においては熱エネルギーの回収を行う。

資源物は、ビン類、缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、新聞紙・雑誌類・ダンボール及び布類の資源化を推進する。

不燃物及び粗大ごみは、金属類の資源回収や減容化を行う。

2. 中間処理に関する施策

（1）適正な維持管理

可燃ごみの処理施設については、本組合所管の焼却施設の老朽化に伴い、現在新ごみ焼却施設を整備中である。新ごみ焼却施設竣工予定の令和5年度までは、現在の焼却施設の適正な維持管理を行う。

不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみの処理施設については、不燃物処理・資源化施設が竣工から28年、不燃物処理（圧縮）施設が竣工から38年が経過しており、老朽化が進んでいることから、施設の更新を見据えた適切な維持管理を行っていくものとする。

（2）新ごみ焼却施設の整備

現在整備中の新ごみ焼却施設においては、「環境保全に配慮した施設」「安全・安定的な処理を継続できる施設」「循環型社会形成に貢献できる施設」「経済性に配慮した施設」を基本方針としており、熱回収率が高く、環境負荷の低い施設となる予定である。

（3）リサイクルセンターの整備検討

効率的なごみの減容化・資源化のためには、展示・啓発機能や地域活動機能を持つ総合的なリサイクル施設の整備が必要である。さらに、施設の老朽化も進んでいくことや、現施設では処理対象品目が限定されている等の課題があることから、不燃物処理・資源化施設、及び不燃物処理（圧縮）施設等について、施設整備の検討を進めることとする。

(4) 災害時の対策

本組合構成市村内において災害時に発生する廃棄物については、構成市村それぞれの地域防災計画に基づき処理・処分を行う。さらに、表 5-5-1 に示すような協定に基づき、県や地区内の市町村、関連団体等において相互に支援し、効率的に処理・処分できる体制を確保する。

表 5-5-1 災害協定の概要

名称	災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定（令和2年6月1日締結）
主体	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県 ・県内全44市町村 ・一部事務組合 <ul style="list-style-type: none"> 大宮地方環境整備組合 龍ヶ崎地方塵芥処理組合 さしま環境管理事務組合 大洗・鉢田・水戸環境組合 江戸崎地方衛生土木組合 筑西広域市町村圏事務組合 常総地方広域市町村圏事務組合 霞台厚生施設組合 （茨城美野里環境組合、新治地方広域事務組合を含む） 鹿島地方事務組合 下妻地方広域事務組合 ひたちなか・東海広域事務組合 常総衛生組合 龍ヶ崎地方衛生組合 筑北環境衛生組合 茨城地方広域環境事務組合 湖北環境衛生組合 高萩・北茨城広域事務組合 ・一般社団法人茨城県産業資源循環協会
主な内容	災害廃棄物、及び災害によるごみ処理施設の機能停止等によって通常の処理が困難となっているごみ及びし尿の処理について、各主体が相互に連携し、廃棄物の広域処理や相互の人的・物的支援等を行う。

第6節 最終処分計画

最終処分の目的は、ごみの排出抑制、中間処理、資源化・有効利用等の対策を講じた後、やむを得ず処分が必要なものを適切な施設のもとで安定化・無害化することである。ごみ処理の最後の工程であり、適正な最終処分を行うことは、廃棄物処理行政上、重要な課題の一つである。

1. 基本方針

現在、最終処分は民間委託をしているが、最終処分量を減らすためにも、排出段階からの減量化・資源化によりごみを減らすことが重要である。

また、焼却残渣の有効利用により最終処分量の削減に努めることも必要である。

2. 最終処分に関する施策

(1) 適正な処分

最終処分の委託先では、最終処分場の安全を確保するため、維持管理基準の遵守に努めている。

(2) 最終処分量の低減

焼却灰や不燃残渣の資源化量の拡充により、最終処分量のさらなる低減を図るものとする。

(3) 最終処分場の将来計画

最終処分は自区内処理を原則としているが、当面は現行体制を継続し、今後、広域的な取り組みの下、第5章 第7節に示すブロック内において、総合的に検討するものとする。

第7節 その他の検討事項

1. 広域処理の検討

(1) 広域処理に係る国の方針

平成9年の「ごみ処理の広域化計画について（通知）」及び平成31年3月の「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」において、ダイオキシン類の排出削減や、将来にわたる持続可能な適正処理の確保を図るため、都道府県に対し、広域化ブロック区割りを含む広域化計画の策定を求めている。

(2) 茨城県ごみ処理広域化計画

茨城県では国の方針を受けて、平成10年4月に「ごみ処理広域化計画」を策定し、将来的に県内を10ブロックに区分し広域処理を推進する方針を示した。

(3) 県のごみ処理広域化計画における本組合の位置付け

「ごみ処理広域化計画」では本組合は、龍ヶ崎地方塵芥処理組合（龍ヶ崎市、利根町、河内町）、牛久市、阿見町とともに第6ブロックに位置付けられている。今後、この枠組みの中で広域的な施設整備を図っていくことになる。

2. 一般廃棄物会計基準の導入について

平成19年6月に公表された、市町村の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインの一つである「一般廃棄物会計基準」の扱いについては、本組合及び構成市町村においては、導入に向けて検討するものとする。